

第3期

南部町子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月

南 部 町

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景及び趣旨.....	1
2 計画策定の経緯.....	2
3 計画の性格と位置づけ.....	3
4 計画の対象.....	4
5 計画の期間.....	4
6 SDGsに対応した計画推進.....	5
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境.....	6
1 人口・世帯・就労の動向.....	6
(1) 人口の推移.....	6
(2) 結婚・就業の動向.....	8
2 家庭や地域の状況.....	10
(1) 母子保健の状況.....	10
(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向.....	11
3 子育て支援サービスの状況.....	12
(1) 保育・教育サービスの提供状況.....	12
(2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況.....	14
(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 基本理念.....	25
2 基本方針.....	26
3 施策の体系.....	28
第4章 推進施策.....	29
1 子ども・子育て支援サービスを充実する.....	29
2 親と子双方の育ちを応援する.....	32
3 子育て家庭を応援する.....	39
4 働きながら子どもを育てる家庭を応援する.....	45
5 様々な環境や事情を抱える子どもと家庭を応援する.....	49
6 安心して暮らせる環境づくりを応援する.....	53

第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画.....	58
1 教育・保育提供区域（圏域）	58
(1) 教育・保育提供区域について	58
(2) 区域設定の考え方	58
2 子ども数の推計	59
3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	60
(1) 教育・保育・地域型保育の充実	61
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等	66
(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実	66
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供	85
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	86
第6章 放課後児童対策パッケージ.....	87
1 計画の目的	87
2 計画の内容	87
(1) 放課後児童クラブを運営する人材の確保	87
(2) 学校・家庭と放課後児童クラブとの密接な連携	87
第7章 計画の推進に向けて.....	88
1 計画推進及び進捗状況の把握	88
2 計画推進に向けた関係機関の役割	88
3 情報提供・周知	88

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

少子化の進行、核家族化の進展による地域とのつながりの希薄化、価値観の多様化、近年の就労環境の変化は子どもや子育てを取り巻く環境に様々な影響をもたらしており、より一層社会全体で子育てを支援していくことが重要となっています。

このような中で、国においては、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、令和6年5月に法改正を行い、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

平成24年には「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指して「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

子どもの貧困対策においても、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、令和6年9月にも「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行される等、様々な子ども子育てをめぐる支援が展開されています。

また、令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年に制定されました。改正子ども・子育て支援法は、加速化プランの施策を実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進などに必要な措置が講じられています。

本町では、子ども・子育て支援新制度に基づき、平成27年度から5年間を第1期とする「南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年度からは5年間を計画期間とする「第2期南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新制度における事業だけでなく、次世代育成支援対策も取り入れて、「子どもの成長と子育てを地域みんなで支えあうまち南部」という基本理念のもと、まち全体で子どもたちの成長と子育てを応援するという視点に立ち、総合的かつ計画的に乳幼児の教育・保育や子育て支援に取り組んできました。

様々な状況を踏まえ、第2期計画での施策を引き継ぎ、結婚や出産・子育てしやすい環境の充実や次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の充実をさらに推進し、地域全体で子ども・子育て支援に取り組むため、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「第3期南部町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、住民意見等を十分に踏まえ、下記のプロセスのもとに策定しました。

●計画策定のプロセス

事業	参加者	役割
アンケート調査	就学前児童のいる世帯 小学生児童のいる世帯	生活実態や意向等の回答
南部町 子ども・子育て会議	保護者・福祉関係団体・ 学識経験者等	子ども・子育て支援事業計画の 検討 各種条例案の検討

●アンケート調査の概略

- (1) 対象地域：南部町全域
- (2) 対象者：①就学前児童のいる世帯 116世帯
②小学生児童のいる世帯 162世帯
- (3) 調査期間：令和6年2月7日～令和6年2月29日
- (4) 調査方法：①就学前児童
施設配布・施設回収（未就園児は郵送配布・回収）・インターネット回答
②小学生児童 施設配布・施設回収・インターネット回答
- (5) 有効回収：①就学前児童 68世帯（有効回収率 58.6%）
②小学生児童 150世帯（有効回収率 92.5%）

3 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）及び第60条（基本指針）を踏まえ、第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）の規定に基づき策定するもので、次世代育成支援対策推進法第8条（市町村行動計画）に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条（都道府県計画等）に基づく「子どもの貧困解消計画」を一体的に策定します。

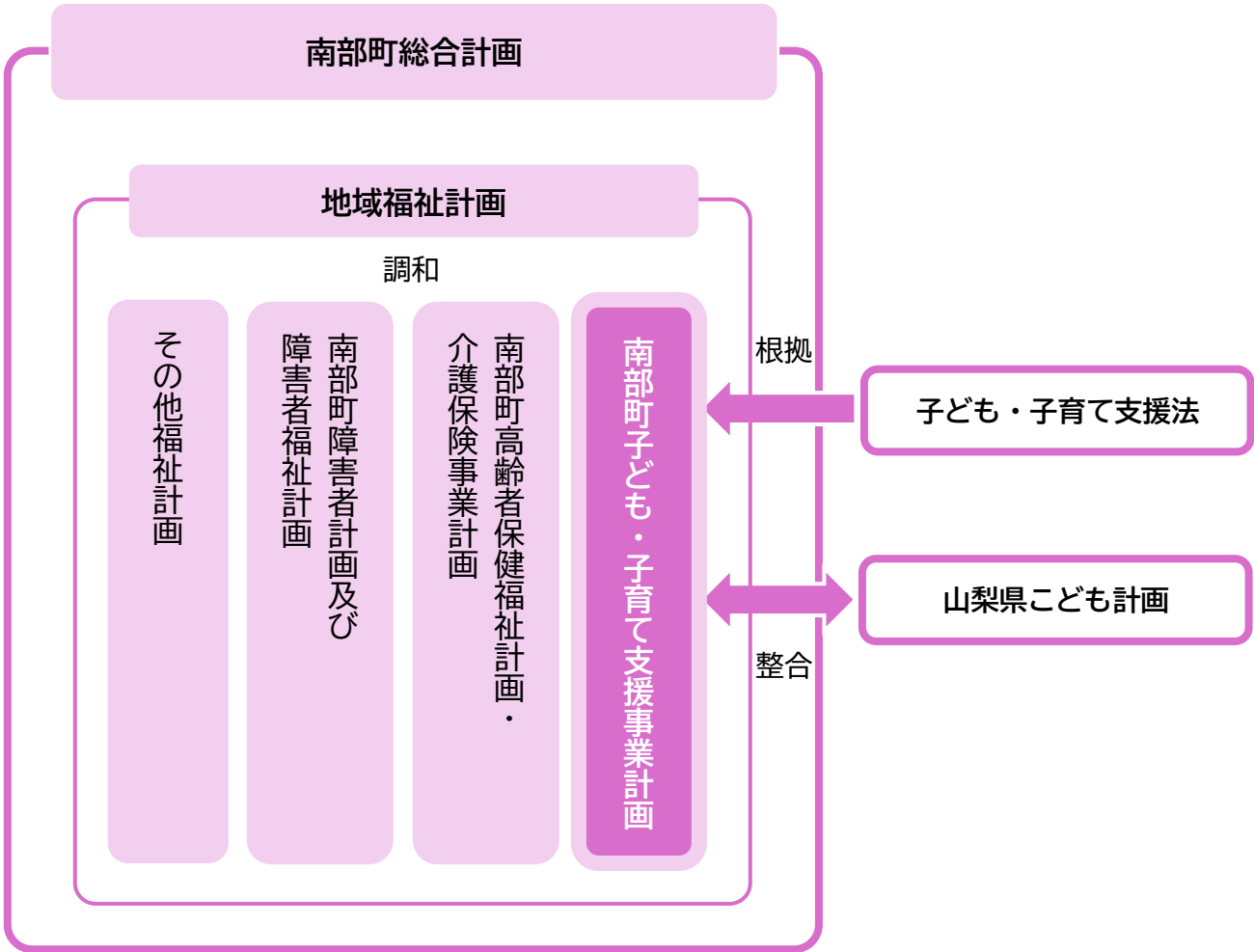
また、南部町総合計画を最上位計画とし、地域福祉計画をはじめとする、本町の関連計画との整合を図りながら策定します。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【計画の位置づけ】



4 計画の対象

本計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。この計画における「子ども」とは、乳幼児期、学童期を含む0歳から概ね11歳までとし、「子育て家庭」とは妊娠期を含む全ての子育て家庭とします。

また、本計画は、全ての子どもの「育ち」と保護者の「子育て」を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、地域、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画として位置づけます。

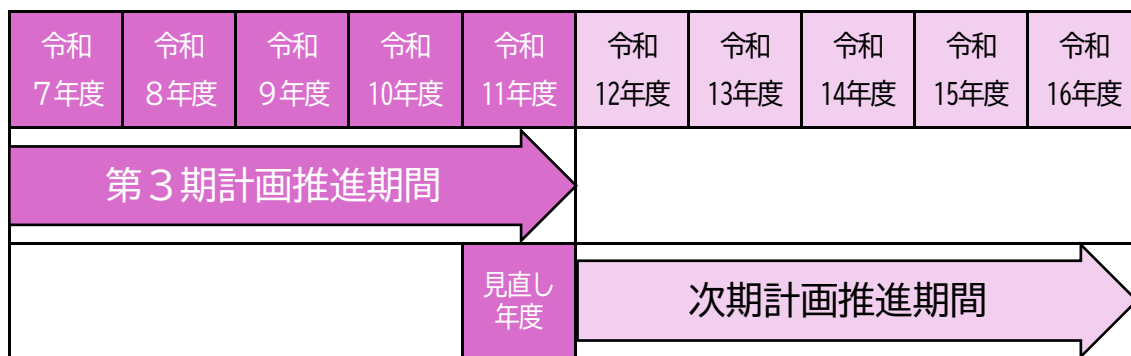
5 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの第2期計画を見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする第3期計画として策定します。

なお、計画は5年を一期とされていることから、令和11年度中に第3期計画の見直しを行い、令和12年度を始期とする次期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】



6 SDGsに対応した計画推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。

SDGsについては、地方自治体においても目標の達成に向けた取組の推進が求められており、本計画に位置づけられる各種施策においてもいくつかの目標が関連します。

本計画においては、以下の10の目標と関連づけて施策を推進します。



第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

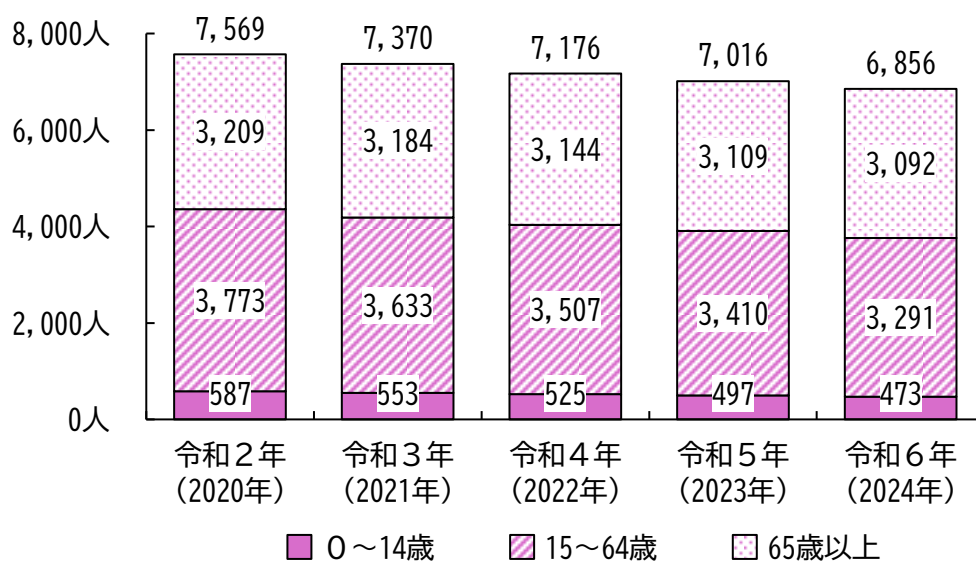
1 人口・世帯・就労の動向

(1) 人口の推移

①人口の推移

南部町の人口は減少しており、令和6年（2024年）には6,856人となっています。

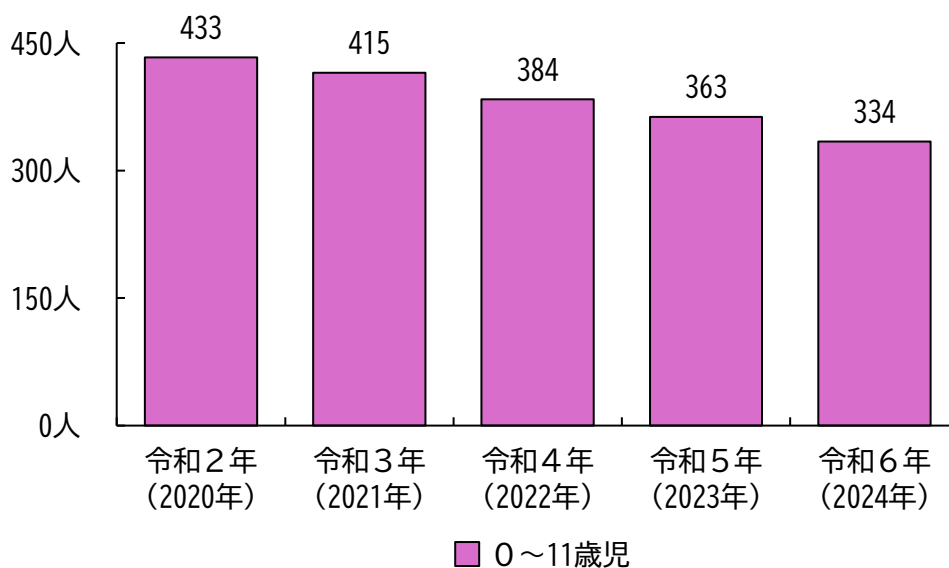
また、年齢3区分別においても、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口及び65歳以上の老年人口の全てにおいて減少しており、人口の減少が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②児童人口の推移

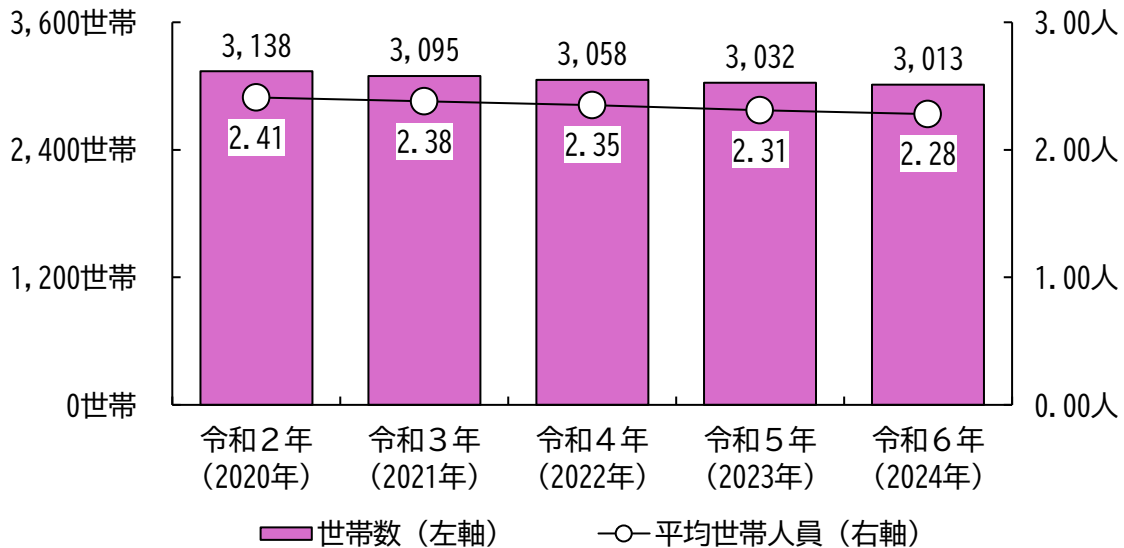
0～11歳の児童人口は減少傾向にあり、令和6年（2024年）には334人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③世帯数の推移

世帯数は減少傾向にあり、令和6年（2024年）には3,013世帯となっています。平均世帯人員も減少傾向にあり、核家族化が進展しています。



④人口動態

自然動態は死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。社会動態は転出が転入を上回っており、社会減の状態が続いています。自然増減数及び社会増減数がともにマイナスとなっており、人口減少の状態となっています。

<自然動態>

単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
出生数	21	24	21	16	15
死亡数	143	159	152	136	151
自然増減数	-122	-135	-131	-120	-136

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

<社会動態>

単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
転入	175	121	136	145	141
転出	213	199	203	186	165
社会増減数	-38	-78	-67	-41	-24

資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日現在）

(2) 結婚・就業の動向

① 結婚・離婚数の推移

婚姻届出件数は年間平均11件程度、離婚届出件数は年間平均6件程度で推移しています。

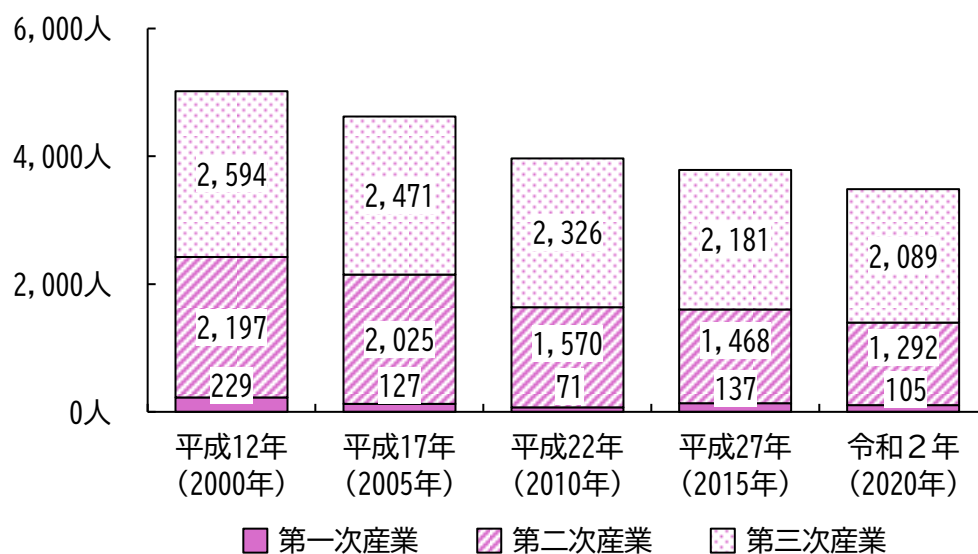
単位：件

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
婚姻届出件数	18	13	13	10	11
離婚届出件数	5	11	7	6	6

資料：人口動態統計（各年12月31日現在）

② 産業別就業人口の推移

産業別就業人口は、平成27年（2015年）に第一次産業が一旦増加しますが、第二次産業及び第三次産業とともに減少傾向にあります。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

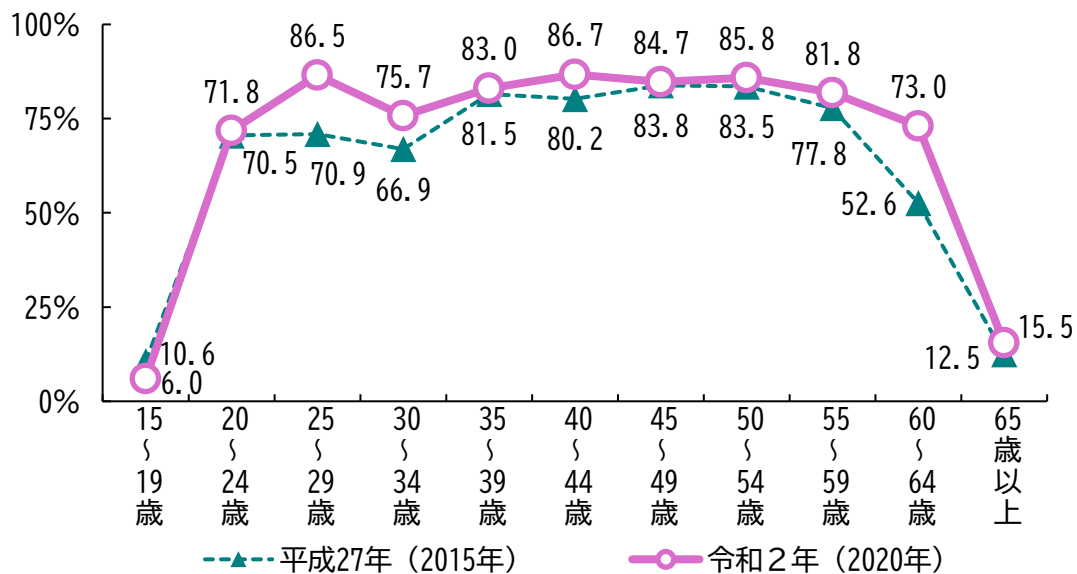
③女性の年齢階級別就業率

女性の就業率は、平成27年（2015年）は41.9%、令和2年（2020年）には44.5%となっています。女性の年齢階級別就業率は、30～34歳を底とするM字曲線を描いていますが、15歳～19歳を除く年齢において、平成27年（2015年）よりも令和2年（2020年）のほうが高くなっており、特に25歳～29歳と60～64歳の就業率が上昇しています。

単位：人

	平成27年（2015年）			令和2年（2020年）		
	女性	就業者	就業率	女性	就業者	就業率
15～19歳	142	15	10.6%	116	7	6.0%
20～24歳	112	79	70.5%	71	51	71.8%
25～29歳	103	73	70.9%	89	77	86.5%
30～34歳	151	101	66.9%	115	87	75.7%
35～39歳	124	101	81.5%	147	122	83.0%
40～44歳	202	162	80.2%	128	111	86.7%
45～49歳	216	181	83.8%	209	177	84.7%
50～54歳	248	207	83.5%	211	181	85.8%
55～59歳	311	242	77.8%	242	198	81.8%
60～64歳	384	202	52.6%	307	224	73.0%
65歳以上	1,790	223	12.5%	1,752	272	15.5%
合計	3,783	1,586	41.9%	3,387	1,507	44.5%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



2 家庭や地域の状況

(1) 母子保健の状況

①不妊治療費助成事業

不妊治療費助成の利用者数は、3～6人で推移しています。

単位：上段（人）、下段（件）

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
利用者数（実人数）	5	3	4	5	6
妊娠確認数	1	0	0	1	2

資料：不妊治療助成事業台帳、母子健康手帳台帳（各年3月31日）

②母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳の交付状況は、16～27件で推移しています。

単位：件

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
交付数	16	27	23	16	19

資料：母子保健統計（各年3月31日）

③乳幼児健康診査の受診状況

乳幼児健康診査の受診状況は、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診ともに100.0%の受診率を維持しています。

<1歳6ヶ月児健診>

単位：人、%

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
対象者数	31	22	22	26	18
受診者数	31	22	22	26	18
受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：母子保健統計（各年3月31日）

<3歳児健診>

単位：人、%

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
対象者数	33	33	26	23	25
受診者数	33	33	26	23	25
受診率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：母子保健統計（各年3月31日）

(2) 子ども・子育てをめぐる問題の動向

①児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、2～9件で推移しています。

単位：件

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
相談件数	4	5	2	3	9

資料：児童虐待相談件数統計調査（各年3月31日）

3 子育て支援サービスの状況

(1) 保育・教育サービスの提供状況

①認可保育所・私立幼稚園の状況

認可保育所・私立幼稚園ともに入所（園）児童数よりも定員数が多い状況が続いています。公立・私立ともに入所（園）児童数は年々減少傾向となっています。

単位：人、％

		令和2年 (2020年)		令和3年 (2021年)		令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)		令和6年 (2024年)	
		定員数	入所 児童数	定員数	入所 児童数	定員数	入所 児童数	定員数	入所 児童数	定員数	入所 児童数
公立	栄保育所	70	55	70	55	70	48	70	45	70	42
	富河保育所	70	50	70	51	70	48	70	38	70	33
	小計	140	105	140	106	140	96	140	83	140	75
私立	南部みどり 幼稚園	25	22	25	22	25	16	25	18	25	12
	小計	25	22	25	22	25	16	25	18	25	12
公立・私立合計		165	127	165	128	165	112	165	101	165	87
公立・私立入所率		76.97%		77.58%		67.88%		61.21%		52.73%	

資料：園児数（各年4月1日現在）

②特別保育事業等の実施状況

一時預かり事業、乳児保育、障害児保育、延長保育、休日保育の実施状況は、以下のとおりです。

単位：上段（か所）、下段（人）

		平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
一時預かり 事業	実施保育所数	0	1	0	0	2
	利用延人数	0	2	0	0	3
乳児保育	実施保育所数	0	1	1	1	1
	利用延人数	0	2	2	0	0
障害児保育	実施保育所数	0	0	0	1	1
	利用延人数	0	0	0	0	0
延長保育	実施保育所数	0	0	0	0	0
	利用延人数	0	0	0	0	0
休日保育	実施保育所数	0	0	0	0	0
	利用延人数	0	0	0	0	0

資料：各保育所実績（各年3月31日）

③放課後児童クラブ児童数の推移

放課後児童クラブ児童数は、富河放課後児童保育を除いて減少傾向にあります。

単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
睦合放課後児童保育	51	42	27	25	27
栄放課後児童保育	26	25	9	7	8
富河放課後児童保育	45	41	37	44	48
万沢放課後児童保育	15	14			

資料：放課後児童保育名簿（各年3月31日）

(2) 地域における子育て支援の基盤整備の状況

①児童館の利用状況

児童館の利用者数は、令和5年（2023年）では1,532人となっています。

単位：人

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
子ども	5,108	2,347	1,903	1,315	1,406
大人	78	28	13	39	126
計	5,186	2,375	1,916	1,354	1,532

資料：児童館利用者名簿（各年3月31日）

②子育て支援の状況（児童館において実施）

児童館では、科学教室、工作教室、クリスマス会といった取組が行われています。

事業名	事業内容
科学教室	講師による制作や体験をすることで、不思議で楽しい科学の世界に触れ、好奇心や情操を養う事業。
工作教室	毎年1回程度、小学生を対象に作品を制作する事業。
クリスマス会	毎年12月に実施。小学生以下の子どもを対象に、ゲームや駄菓子を調達し買い物体験を行う事業。

③民生委員・児童委員数、主任児童委員数及び相談状況

民生委員・児童委員、主任児童委員への相談件数は令和5年（2023年）では1,149件、子どもに関する相談は令和5年（2023年）では14件となっています。

単位：人、件

	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
登録委員数	46	46	46	45	45
全体相談件数	1,858	1,593	1,509	1,422	1,149
うち子どもに関すること	412	265	64	47	14

資料：福祉行政報告例（各年3月31日）

(3) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要

このニーズ調査では、確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するための、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的として実施しました。この調査結果は、令和6年度をもって終了する「子ども・子育て支援事業計画」の次期計画を作成するための基礎資料になります。

●調査方法

	就学前児童	小学生
調査対象	町内在住で未就学児のお子さんがいるご家庭全世帯	町内在住で小学生のお子さんがいるご家庭全世帯
調査方法	①施設配布・施設回収 ②郵送配布・郵送回収 ③インターネット回答	①施設配布・施設回収 ②インターネット回答
調査期間	令和6年2月7日（水）～2月29日（木）	

●回収状況

	就学前児童	小学生
発送数	116	162
回収数	68	150
回収率	58.6%	92.5%

●アンケート結果の見方

※回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。

※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。

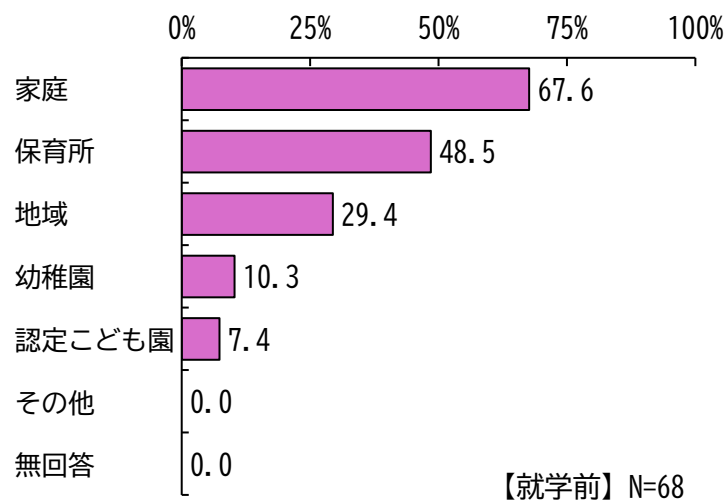
※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。

※選択肢の文言が長い設問は、一部省略していることがあります。

※一部の表において、回答者がいない項目は数値の掲載を省略しています。

①子育て（教育）に最も影響する環境（複数回答）

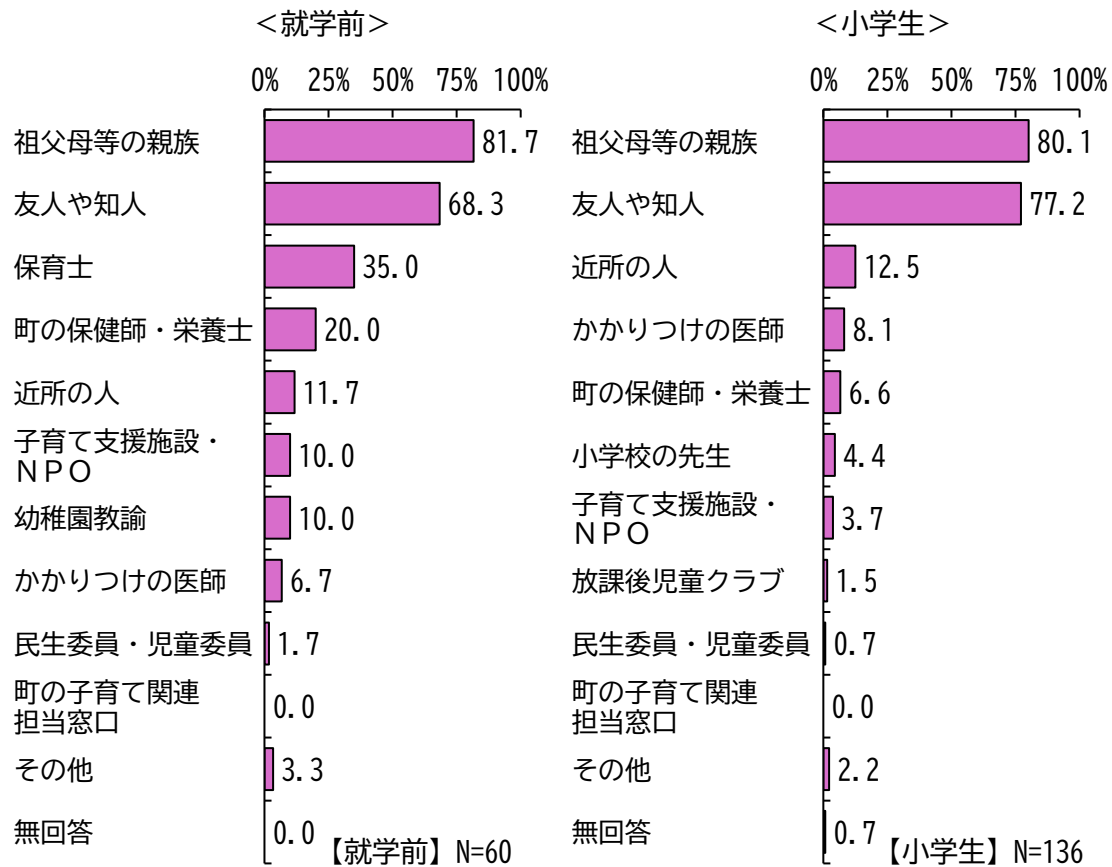
<就学前>



就学前：子育て（教育）に最も影響する環境では、「家庭」67.6%が最も多く、以下「保育所」48.5%、「地域」29.4%、「幼稚園」10.3%となっています。



②子育て（教育）の気軽な相談先（複数回答）

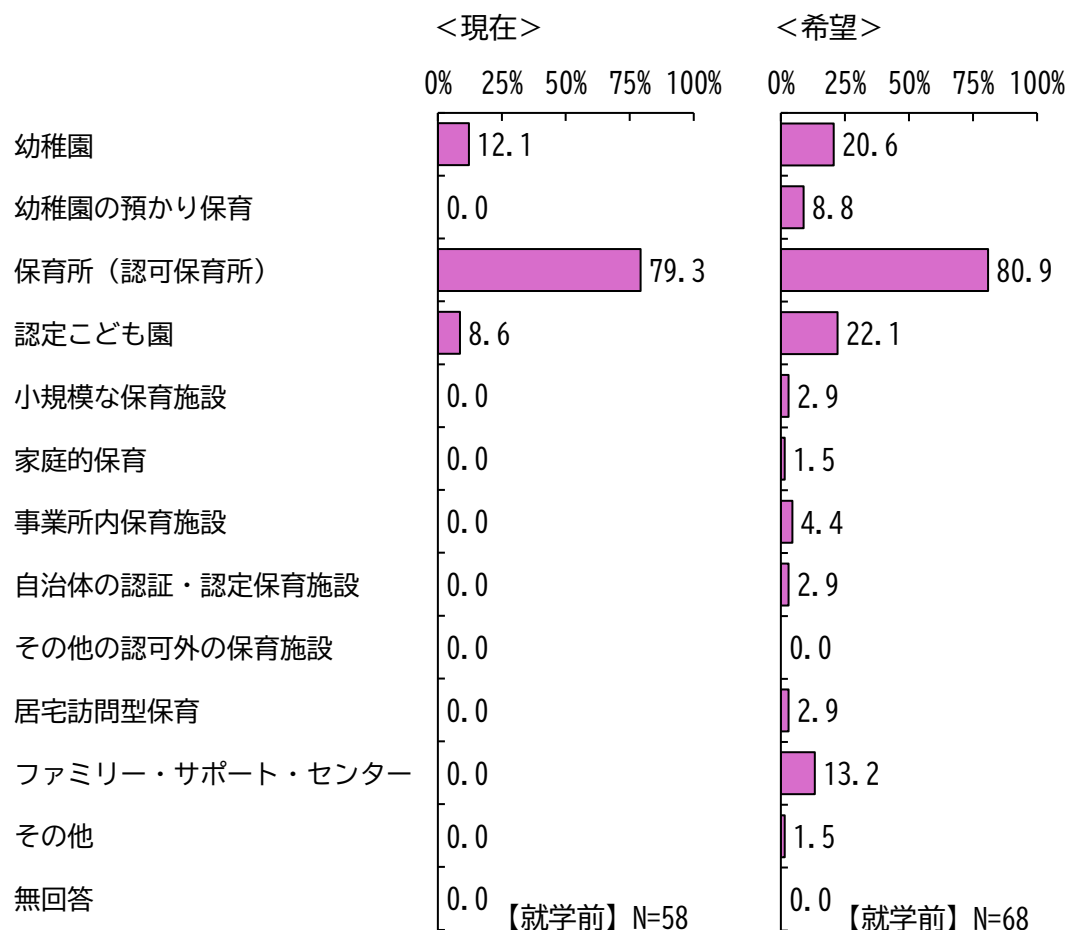


就学前：子育て（教育）の気軽な相談先では、「祖父母等の親族」81.7%が最も多く、以下「友人や知人」68.3%、「保育士」35.0%、「町の保健師・栄養士」20.0%、「近所の人」11.7%となっています。

小学生：子育て（教育）の気軽な相談先では、「祖父母等の親族」80.1%が最も多く、以下「友人や知人」77.2%、「近所の人」12.5%、「かかりつけの医師」8.1%、「町の保健師・栄養士」6.6%となっています。

③平日、年間を通し定期的に利用している（利用したい）教育・保育事業（複数回答）

<就学前>



現在：平日、年間を通し定期的に利用している教育・保育事業では、「保育所（認可保育所）」79.3%が最も多く、以下「幼稚園」12.1%、「認定こども園」8.6%となっています。

希望：平日、年間を通し定期的に利用したい教育・保育事業では、「保育所（認可保育所）」80.9%が最も多く、以下「認定こども園」22.1%、「幼稚園」20.6%、「ファミリー・サポート・センター」13.2%、「幼稚園の預かり保育」8.8%となっています。

④子育て支援事業の、認知度・利用度・利用希望度（単数回答※各事業ごと）

<就学前>

単位：％

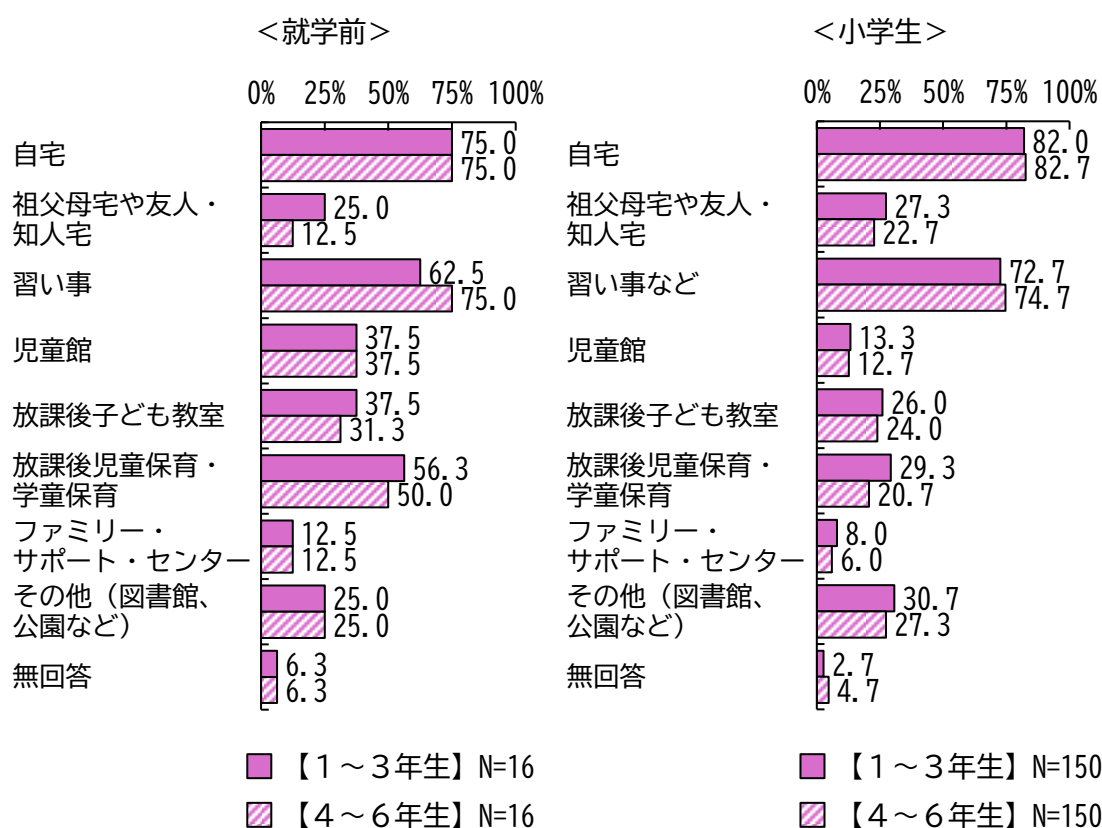
	A 知っている N=68	B 利用したこ とがある N=68	C 今後利用 したい N=68
育児に関する学級・教室（すくすく教室）	79.4	61.8	39.7
保健師・栄養士の育児相談など	79.4	57.4	51.5
赤ちゃんや子どもの健康診査	89.7	92.6	61.8
保健師による家庭訪問	75.0	72.1	27.9
保育所や幼稚園の園庭等の開放	63.2	38.2	63.2
図書館のお話し会・のんたんの部屋	85.3	60.3	57.4
おもちゃ図書館（アルファセンター）	69.1	38.2	48.5
子育てサークル（くれよんクラブ）	76.5	32.4	25.0
子育ての総合相談窓口 （子育て世代包括支援センター）	50.0	5.9	38.2
ピッピルーム（南部町総合センター内）	64.7	35.3	35.3
無回答	1.5	0.0	7.4

（A）知っている子育て支援事業では、「赤ちゃんや子どもの健康診査」89.7%が最も多く、以下「図書館のお話し会・のんたんの部屋」85.3%、「育児に関する学級・教室（すくすく教室）」と「保健師・栄養士の育児相談など」79.4%となっています。

（B）利用したことがある子育て支援事業では、「赤ちゃんや子どもの健康診査」92.6%が最も多く、以下「保健師による家庭訪問」72.1%、「育児に関する学級・教室（すくすく教室）」61.8%、「図書館のお話し会・のんたんの部屋」60.3%、「保健師・栄養士の育児相談など」57.4%となっています。

（C）今後利用したい子育て支援事業では、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」63.2%が最も多く、以下「赤ちゃんや子どもの健康診査」61.8%、「図書館のお話し会・のんたんの部屋」57.4%、「保健師・栄養士の育児相談など」51.5%、「おもちゃ図書館（アルファセンター）」48.5%となっています。

⑤希望する放課後の過ごし方（複数回答）



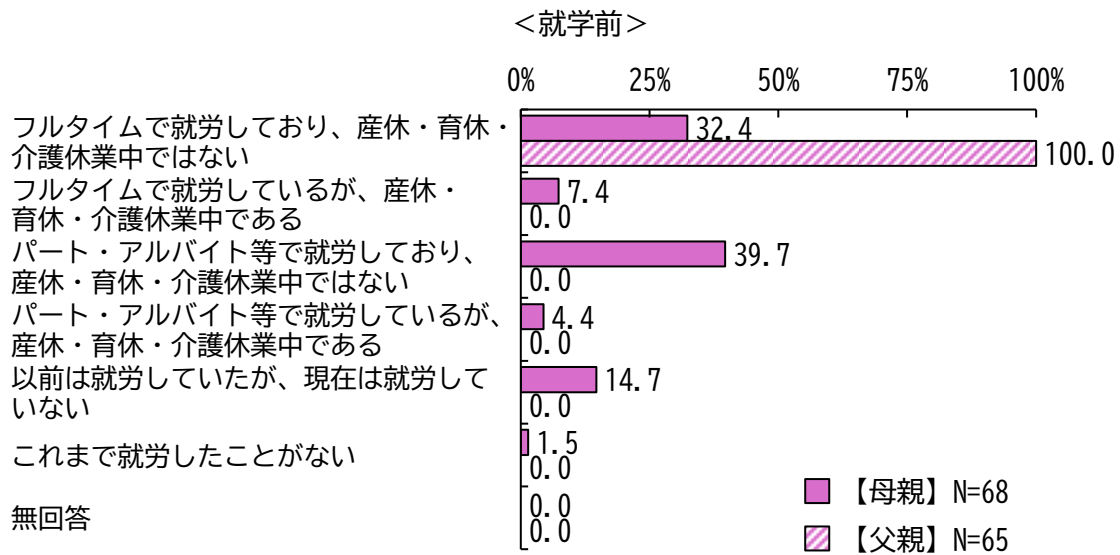
就学前：希望する放課後の過ごし方（1～3年生）では、「自宅」75.0%が最も多く、以下「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」62.5%、「放課後児童クラブ（放課後児童保育・学童保育）」56.3%、「児童館」と「放課後子ども教室」37.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」と「その他（図書館、公園など）」が25.0%となっています。

希望する放課後の過ごし方（4～6年生）では、「自宅」と「習い事（ピアノ教室、スポーツ少年団、学習塾など）」が75.0%と最も多く、以下「放課後児童クラブ（放課後児童保育・学童保育）」50.0%、「児童館」が37.5%となっています。

小学生：希望する放課後の過ごし方（1～3年生）では、「自宅」82.0%が最も多く、以下「習い事など」72.7%、「その他（図書館、公園など）」30.7%、「放課後児童保育・学童保育」29.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」27.3%、「放課後子ども教室」26.0%となっています。

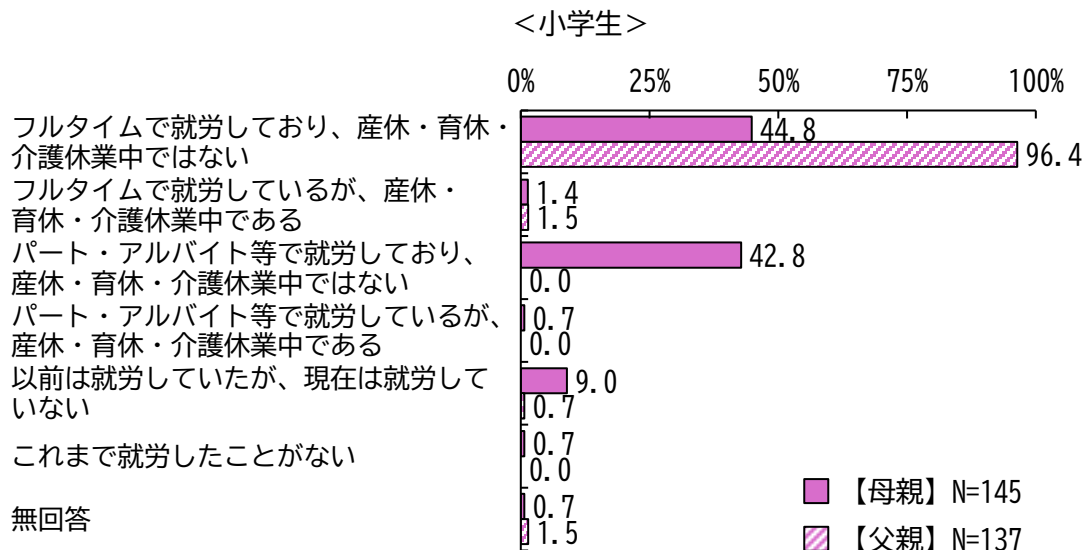
希望する放課後の過ごし方（4～6年生）では、「自宅」82.7%が最も多く、以下「習い事など」74.7%、「その他（図書館、公園など）」27.3%、「放課後子ども教室」24.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」22.7%となっています。

⑥保護者の就労状況（単数回答）



就学前：母親の就労状況では、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」39.7%が最も多くなっています。

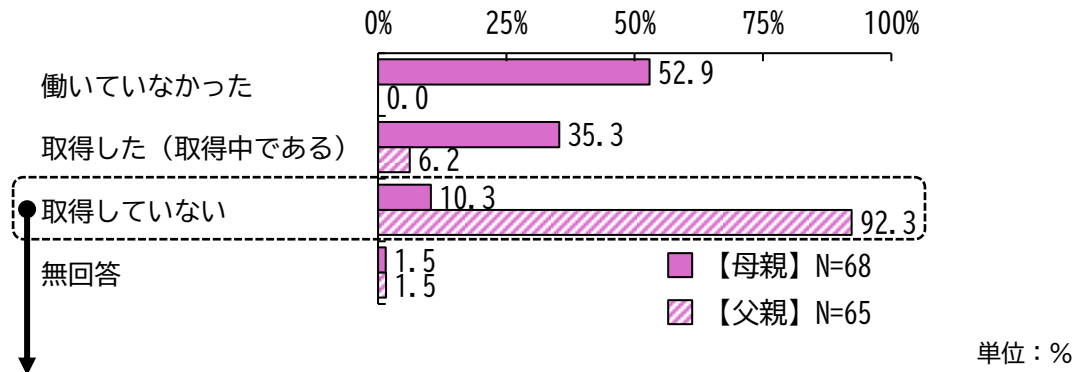
父親の就労状況では、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」100.0%となっています。



小学生：母親の就労状況と父親の就労状況ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（母親：44.8%、父親：96.4%）が最も多くなっています。

⑦育休取得状況（単数回答）

<就学前>



育児休業を取得していない理由（複数回答）	母親 N= 7	父親 N= 60
職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	14.3	31.7
仕事が忙しかった	14.3	26.7
（産休後に）仕事に早く復帰したかった	0.0	-
仕事に戻るのが難しそうだった	0.0	3.3
昇給・昇格などが遅れそうだった	0.0	0.0
収入減となり、経済的に苦しくなる	0.0	0.0
保育所などに預けることができた	0.0	0.0
配偶者が育児休業制度を利用した	0.0	23.3
配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	14.3	35.0
子育てや家事に専念するため退職した	14.3	1.7
職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	57.1	10.0
有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	0.0	0.0
育児休業を取得できることを知らなかった	0.0	3.3
産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した	0.0	-
出生時育児休業（産後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得できることを知らず、退職した	-	0.0
その他	14.3	15.0
無回答	14.3	3.3

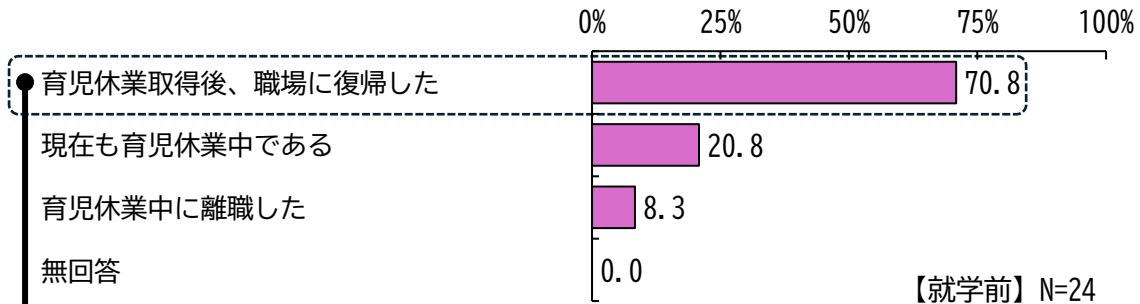
母親：育休取得状況では、「取得していない」10.3%、理由は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」57.1%が最も多くなっています。

父親：育休取得状況では、「取得していない」92.3%、理由は「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」35.0%が最も多くなっています。

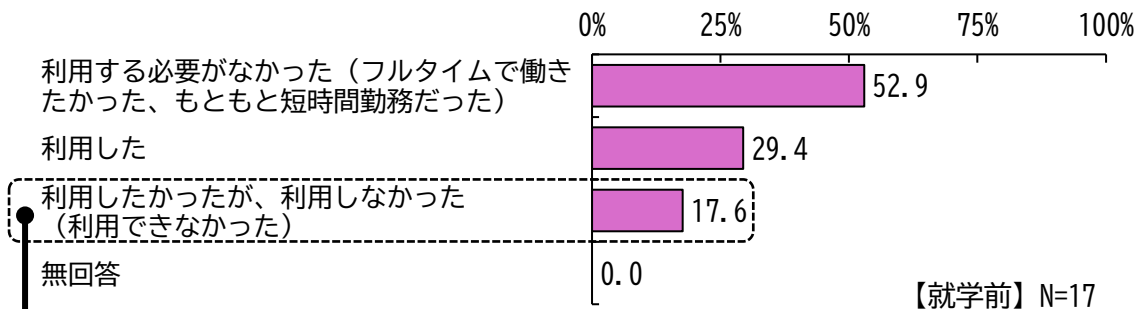
⑧短時間勤務制度（単数回答） ※父親は回答が少ないため割愛しています。

<就学前>

○育児休業から職場復帰したか



○復帰時に短時間勤務制度を利用したか



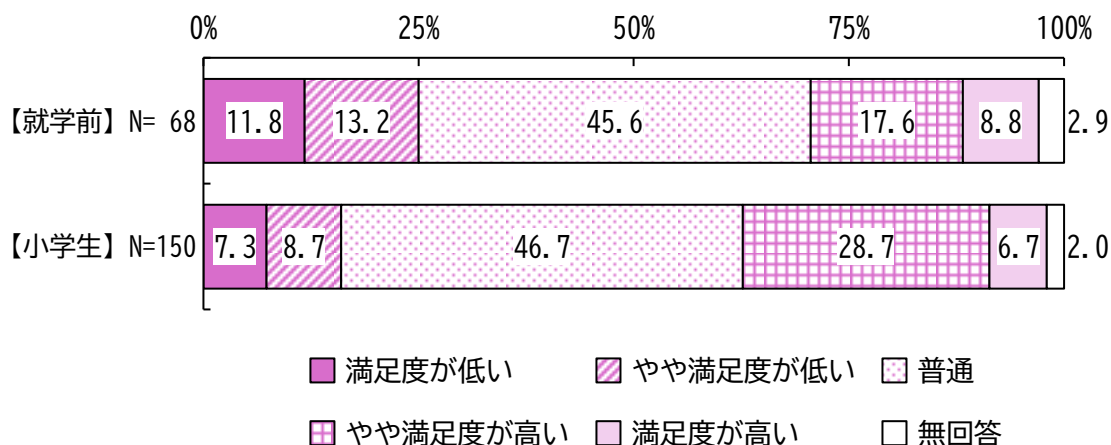
短時間勤務制度を利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）理由（複数回答）	件数	%
職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった	2	66.7
職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）	2	66.7
仕事が忙しかった	1	33.3
短時間勤務にすると給与が減額される	1	33.3

母親：育児休業から職場復帰したかでは、「育児休業取得後、職場に復帰した」が70.8%と最も多くなっています。

育児休業からの復帰時に短時間勤務制度を利用したかでは、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」52.9%が最も多く、以下「利用した」29.4%、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」17.6%となっています。

短時間勤務制度を「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」理由では、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」と「職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が66.7%と最も多くなっています。

⑨満足度（複数回答）



就学前：南部町における子育て環境や支援の満足度では、「普通」45.6%が最も多く、以下「やや満足度が高い」17.6%、「やや満足度が低い」13.2%、「満足度が低い」11.8%、「満足度が高い」8.8%となっています。

「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた“満足度が低い”は25.0%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた“満足度が高い”は26.4%となっています。

小学生：南部町における子育て環境や支援の満足度では、「普通」46.7%が最も多く、以下「満足度が高い」28.7%、「やや満足度が低い」8.7%、「満足度が低い」7.3%、「満足度が高い」6.7%となっています。

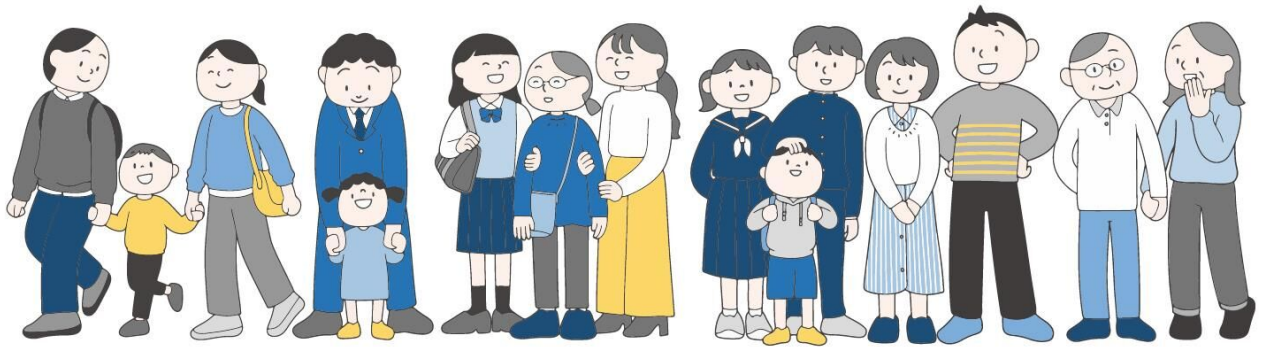
「満足度が低い」と「やや満足度が低い」を合わせた“満足度が低い”は16.0%、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を合わせた“満足度が高い”は35.4%となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画においては、第1期・第2期計画からの流れを継承しつつ、南部町の持つ昔ながらの地域のつながりや、家族や親戚のつながりなどの人間味あふれる魅力を前面に出しつつ、南部町の子どもや子育て家庭を取り巻く状況から見られる課題の解決に向けて、子どもや保護者、子育てに関わる多様な方々の視点を踏まえ、様々な段階で切れ目のない支援を行い、南部町の次代を担う子どもを地域全体で育むことを目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

子どもの成長と子育てを地域みんなで支えあうまち南部



2 基本方針

基本目標の実現に向けた基本方針は次のとおりです。

方針1 豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質の向上

乳幼児期における教育・保育は、子どもの健全な心身の発達を図りながら、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。子どもの権利を守りつつ、個々の子どもの最善の利益を確保することが必要です。

そのためには、子どもの成長に望ましい生活リズムや睡眠時間の確保等の生活習慣の改善、健康的な食事を通じた食育、男性の育児参加やワーク・ライフ・バランスの観点等、子育ての環境を整えることが重要になってきます。「子どもはどのような環境で成長すべきか」という基本に基づき、乳幼児期の子どもたちの成長を促進するための環境整備に取り組んでいきます。

さらに、学童期の低学年時期は、乳幼児期の特徴を残しつつ善悪の理解と判断ができるようになる時期であり、言語能力や認識力も高まり、自然等への関心も増える時期です。高学年時期になると、幼児期を離れ、物事を対象化して認識することが可能になります。対象と距離を置いた分析や知的な活動での追及も行う一方で、発達の個人差も大きくなる時期であるともいえます。他者とのつながりや学校生活を通じて、思いやりの心を養い、規則を理解して集団活動に関わることで、道徳性や社会性の獲得に重要です。

そのため、乳幼児期から学童期にかけての自己の形成と他者への受容、愛着形成、生活習慣の形成、子ども同士の体験活動の充実、自己肯定感の育成等を通じて、豊かな乳幼児期・学童期の実現に向けた教育・保育の質を向上させる取組を進めていきます。

方針2 子育て支援と育児環境の整備

保護者は、子どもの教育に対する責任があり、生活に必要な習慣を身に付けさせ、自立心の育成や心身のバランスの取れた発達を図る必要があります。少子化や都市化の影響から、家庭や地域において、子どもが様々な年代の人や自然と直接にふれあう経験が減少していることや、子育て期の子どもにふさわしい生活のリズムの獲得が難しいことが課題として取り上げられています。さらには、家族や地域社会の在り方が変化する中で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、保護者の養育力の低下や児童虐待の増加なども指摘されています。

家庭は子育てに影響を与える場所のため、家庭への支援の充実を図る必要があります。未来を担う子どもの成長を地域全体で支援し、安心して子どもを生み育てることができれば、地域全体の活性化にもつながります。行政が、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域等の様々な分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、啓発と環境整備に取り組んでいきます。

方針3 多様な生き方・働き方の支援のための環境整備

子どもの健全育成では、すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図り、心身の健康、知的・社会的適応能力の向上、情操の豊かさを育む教育が必要です。

そのためには、普段の生活が重要であり、仕事と家庭・子育てのバランスが取れていなければなりません。近年の新型コロナウイルス感染症の対策や価値観の多様化により働き方の見直しが推進されましたが、今後もより広く周知し、意識改革を促すことが重要です。また、事業主に対しても、男女を問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、テレワークやフレックスタイム制の導入、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うよう啓発していきます。

また、社会状況の変化に伴い、人々の価値観も多様化してきています。多様な生き方や働き方の支援のための具体的な取組を推進していきます。

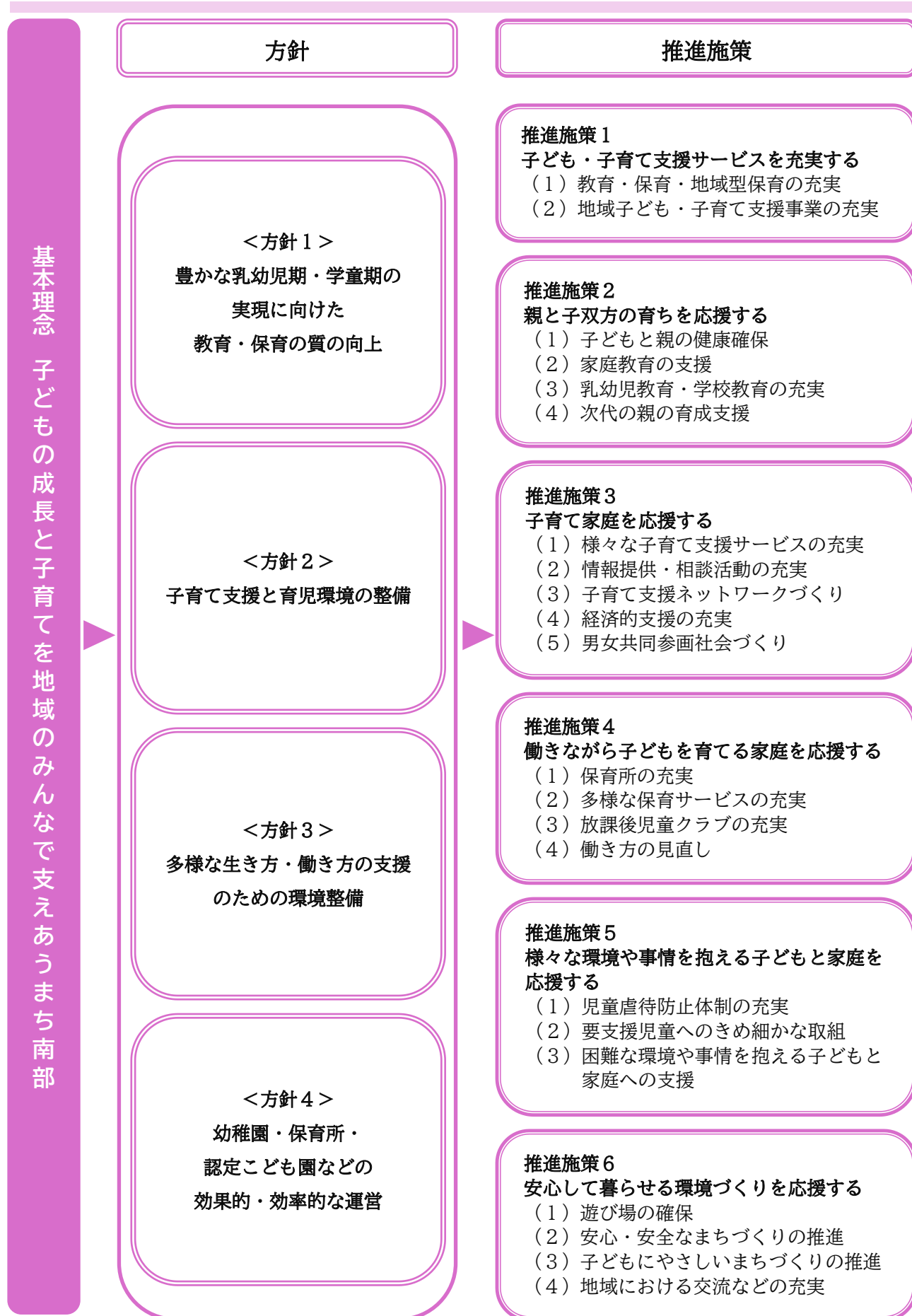
方針4 幼稚園・保育所・認定こども園などの効果的・効率的な運営

子どもの健やかな成長には、家庭だけでなく、地域や幼稚園や保育所等が協力して、子どもと子育て家庭にきめ細かな支援を行う必要があります。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情や要望に応じて計画的に整備を行う必要があります。町と幼稚園・保育所・認定こども園や、小規模保育事業者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携しながら取組を進めていく必要があります。

そのため、子どもの育ちを見通し、発達を助長する質の高い教育・保育環境の整備が必要であり、幼稚園・保育所・認定こども園の機能を有効に活用しながら効果的・効率的な取組を進めます。

3 施策の体系



第4章 推進施策

1 子ども・子育て支援サービスを充実する



1-1 教育・保育・地域型保育の充実

本町には公立保育所が2か所、私立幼稚園が1か所あり、私立幼稚園と連携しながら教育・保育サービスを提供しています。町民ニーズを把握しながら、教育・保育サービスの充実を図るとともに、適切なサービス提供を進めていきます。

①教育・保育事業の充実

町民ニーズを把握しながら、教育・保育サービスを充実させるとともに、保育士等の資質の向上を図っていきます。

②教育・保育施設の整備

保育園や幼稚園等の利用意向を把握しながら、民間事業者と連携し、町内の教育・保育施設の在り方を検討するとともに、安全な教育・保育施設の整備を進めます。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	教育・保育サービスの充実	町民ニーズを把握しながら、教育・保育サービスを充実させます。	子育て支援課
2	職員研修	保育士及び教職員の研修を進めます。	子育て支援課 学校教育課
3	教育・保育施設の整備	設備の改修等を通じて、安全な教育・保育施設の整備を進めます。	子育て支援課

1-2 地域子ども・子育て支援事業の充実

子どもが安心して放課後の時間を過ごせる居場所の充実を進めるとともに、安心して本町で子育てができるよう一人ひとりのニーズに応じた保育サービスの提供・充実を図ります。

①放課後児童対策の推進

放課後児童クラブを利用する児童が安心して過ごせるよう、職員の資質の向上や提供サービスの充実等を図ります。

②多様な保育サービスの充実

多様化・複雑化する保育ニーズに対応するため、近隣市町村と連携しながら、住民ニーズに応じた様々な保育サービスの充実を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業	就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供します。	子育て支援課
3	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、保育を行います。	子育て支援課
4	病児・病後児保育事業	病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かります。	子育て支援課
5	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、育児の手助けを行います。	子育て支援課
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行います。	子育て支援課
7	地域子育て支援拠点事業	親子が交流を行うための事業を実施し、子育てを応援するとともに、子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行います。	子育て支援課
8	利用者支援事業	子どもやその保護者又は妊婦が、様々なサービスから適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言等を行います。	子育て支援課 福祉保健課
9	乳児家庭全戸訪問事業	妊婦や、出生した全ての子ども・母親を対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行います。	子育て支援課 福祉保健課

No.	事業名	事業内容	担当課
10	養育支援訪問事業	育児不安を抱える家庭や、子育て支援が特に必要な家庭に対し、保健師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行います。	子育て支援課
11	妊婦健康診査事業	母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげます。	福祉保健課
12	子育て世帯訪問支援事業	要支援児童の保護者等を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助等を行います。	子育て支援課 福祉保健課
13	児童育成支援拠点事業	養育環境等に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供します。	子育て支援課
14	親子関係形成支援事業	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課
15	妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談などを行い、心身の状況や置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行います。	子育て支援課 福祉保健課
16	産後ケア事業	産後のケアや育児サポートを目的に、県の産前産後ケアセンターを利用するための費用を補助します。	子育て支援課 福祉保健課

2 親と子双方の育ちを応援する



2-1 子どもと親の健康確保

子どもと親の健康確保にあたっては、妊婦健康診査や産婦健康診査等を実施しており、各種健診時に状況を把握し支援につなげるほか、産前産後ケアセンターの活用や子育て世代包括支援センターとの連携や取組を通じて子育て支援体制づくりを推進していきます。

その他、乳幼児期からの食育や不妊への支援を図ります。

①母子保健事業の充実

妊娠届出時から育児期かけての総合的な相談支援体制の充実を図ります。

また、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の各種健診を通じて、母子の健康保持・増進を図ります。

②子育て支援体制の強化

妊産婦訪問・赤ちゃん全戸訪問や母親学級、親子ふれあい教室等の各種健康相談教室を通じて、子育て支援体制の強化を図ります。

③食育の推進

乳幼児健診時に栄養士による子どもの食生活や栄養バランスについて相談、離乳食教室を実施し、情報提供や保健指導を通じて、食育を推進します。

町内小中学校や学校給食共同調理場と連携し、給食を通して、保護者や児童への行事食や地域の伝統料理等の食文化の情報提供や共食の重要性、食材の地産地消や食の安全性への教育、啓発を図ります。

④関係機関と連携推進

家庭、行政、地域、教育機関、医療機関等、子育てに関わる人と組織の連携を強化し、情報提供や適切な支援につなげます。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して安心して妊娠期を過ごすための相談や面接を実施します。	福祉保健課
2	妊婦健康診査事業（再掲）	母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげます。	福祉保健課
3	産婦健康診査	産後2週間と1ヶ月の健診受診券を発行し、産後の心身のケアや育児サポートをします。	福祉保健課

No.	事業名	事業内容	担当課
4	産後ケア事業（再掲）	産後のケアや育児サポートを目的に、県の産前産後ケアセンターを利用するための費用を補助します。	福祉保健課
5	乳児一般健康診査	母子健康手帳交付時に2回の受診券を発行し、費用を補助します。	福祉保健課
6	新生児聴覚検査	生まれつきの難聴を早期に発見するために受診券を発行し、費用を補助します。	福祉保健課
7	妊産婦訪問・赤ちゃん全戸訪問	訪問希望者や支援が必要な妊婦、全ての新生児とその母親を訪問し、発育、栄養、生活環境、育児等の相談を行い、家庭で安心して育児ができるように支援します。	福祉保健課
8	乳児健康診査 （2.3～5.7.10.12ヶ月児）	保護者とともに乳児の成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めます。（栄養士による栄養相談も実施）	福祉保健課
9	1歳6ヶ月児・2歳児・3歳児健康診査	保護者とともに幼児の成長を確認し、家庭でも安心して育児ができるよう支援をします。また、疾病予防や早期発見に努めるとともに必要な治療や訓練対応を検討する機会とします。（栄養士による栄養相談も実施）	福祉保健課
10	乳幼児健康診査未受診者のフォロー	乳幼児健康診査未受診者に対し、状況を把握する中で受診勧奨を行います。	福祉保健課
11	幼児歯科健診	歯の健康を確認し、保護者が幼児のむし歯予防のために、ブラッシング方法、おやつとの与え方等日常生活を見直す機会とします。	福祉保健課
12	予防接種	個人ごとに予防接種情報を伝え、必要時に個別相談に応じ、接種勧奨を行います。	福祉保健課
13	子育て発達相談・訓練	乳幼児の成長や発達、関わり方に心配がある保護者の相談や、遊びを通しての個別・集団訓練を心理士、専門保育士や保健師が行います。	福祉保健課
14	救急医療体制	休日診療や24時間診療体制など、医師会の協力のもとで地域の救急医療体制を維持します。	福祉保健課
15	関係機関との連携強化	関係機関と連携をとりながら、地域で安心して生活できるよう支援します。	福祉保健課 子育て支援課
16	母親学級	母親同士のつながりや産前産後の知識の習得のため、妊婦、産婦を対象に開催します。	福祉保健課
17	親子ふれあい教室	地域の食生活改善推進委員会（ボランティア組織）が料理教室などの、その地域にあった教室を通して親子のふれあいを支援します。	福祉保健課 社会福祉協議会 生涯学習課

No.	事業名	事業内容	担当課
18	パパママ学級	父と母が育児についてコミュニケーションを取るきっかけづくりになるよう、妊娠や育児について学びます。	福祉保健課
19	栄養相談	乳幼児健診時に、栄養士による子どもの食生活について相談を実施します。	福祉保健課
20	離乳食教室	離乳食の進め方の学習を行い、育児の支援をします。	福祉保健課
21	子育てボランティア活動	声かけやふれあいを通じて子育てを支援します。	福祉保健課
22	赤ちゃんふれあい体験学習	思春期に他人を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶ事業を実施します。	福祉保健課 学校教育課
23	不妊に悩む家族の支援	不妊治療を受けている夫婦に対し、不妊治療に要した費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減します。	福祉保健課
24	子育て相談	電話・来庁・訪問による相談を実施します。	福祉保健課 子育て支援課
25	保育所・幼稚園巡回相談	就学前の大切な時期に、集団生活の様子や、生活の様子を確認するとともに、必要に応じて保護者の相談に応じ子育てを支援します。	福祉保健課 子育て支援課 学校教育課
26	就学時健診	就学を予定している子どもの心身の状態を把握して、学校への就学にあたって、必要な指導、助言を行うとともに適正な就学を図ることを目的としています。	学校教育課 福祉保健課 子育て支援課
27	ピッピルーム	乳幼児とその保護者または妊婦のために児童館を開館し、子どもとの時間やママ友との時間を確保するほか、児童館厚生員が相談に対応します。	子育て支援課
28	子育て世帯訪問支援事業 (再掲)	要支援児童の保護者等を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助等を行います。	子育て支援課 福祉保健課
29	親子関係形成支援事業 (再掲)	親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	子育て支援課
30	妊婦等包括相談支援事業 (再掲)	妊婦等に対して面談などを行い、心身の状況や置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の援助を行います。	子育て支援課 福祉保健課
31	食育教室	子ども達の食への興味・関心を育むことで、健康な食生活を送る事が出来るように支援します。	福祉保健課 子育て支援課

2-2 家庭教育の支援

父母その他の保護者は、子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心身のバランスの良い発達を図る必要があります。また、核家族化や少子化、価値観の多様化等、家庭をめぐる状況は大きく変化しており、それぞれの家庭の努力、子どもの心構え、保護者の考え方だけでは解決が難しい場合もあることから、家庭教育力の向上のために家庭教育支援体制を推進します。

①家庭教育の推進

家庭教育の相談業務に関しては、各課にまたがる場合があるため、関係各課の連携による情報共有を行い、適切に対応できる体制の維持に努めます。

②世代間交流と子育て支援の推進

子どもが様々な年代の人にふれあう情操教育や子育て支援を通じて、道徳的な意識や価値観を養えるよう取り組みます。

③生涯学習との連携強化

生涯学習関連事業や世代間交流等との連携を強化し、地域で育む子育て支援の強化を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	家庭教育の推進	家庭や地域における役割や責任の重要性を町民全体に認識してもらうため、青少年育成南部町民会議の事業活動を中心に推進し、青少年健全育成を図ります。	生涯学習課
2	子どもと高齢者交流事業	保育所、幼稚園、児童館などが高齢者とのふれあいを通して交流を深める事業を計画します。	子育て支援課
3	生涯学習事業	生涯学習事業を中心に家庭教育との連携を図り、各種事業を展開します。	生涯学習課
4	なんぶ未来塾	小中学生を対象に自習のための場を提供し、教員OBの町民が自習を支援します。	学校教育課

2-3 乳幼児教育・学校教育の充実

保育所、幼稚園、学校それぞれの教育を充実させ成長を導くとともに、園や学校で意見交換を行い、互いの連携を深め、職員の資質向上や情報共有を通じてきめ細かな教育を実施して子どもの成長を支援していきます。

①乳幼児教育の充実

乳幼児は環境や大人、子ども同士と関わりながら自発的な遊びを通して成長するため、保育所や幼稚園での教育や事業を充実させます。

また、乳幼児教育は家庭教育を補うものでもあるため、保護者との密な情報共有を行います。

②学校教育の充実

道徳教育や健康教育、特別支援教育等で心身の教育を図ります。また、施設整備を行い学校教育の環境を整えるとともに、教員は研修に参加して資質向上に努めます。

③保育所、幼稚園、学校の連携強化

保育所、幼稚園、小学校において、乳幼児教育と小学校教育関係者による情報共有を促進するとともに、それぞれの地域において、乳幼児教育と小学校教育の相互の現場訪問や意見交換の機会が拡充されるよう働きかけを行います。

また、個々の児童に関する情報等を共有することにより、個人に合う適切な教育指導等の提供を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	世代間交流事業	施設訪問や体験学習、地域住民の子育て支援活動などを通じて、異年齢、三世代間交流を進めます。	学校教育課
2	幼保連携促進事業	施設共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、保育所と幼稚園の連携を強化します。	子育て支援課
3	職員研修	保育士及び教職員の研修を進めます。	子育て支援課 学校教育課
4	各小中学校における道徳教育	教科書や学年に応じた教材を活用して命の大切さを伝え、豊かな人間性を育てます。	学校教育課
5	学校での健康教育	定期健康診断や保健だよりの発行、性教育などを通して児童生徒の健康意識を高めます。	学校教育課
6	学校運営協議会	小中学校に学校運営協議会を置き、地域に開かれた特色ある学校運営を進めます。	学校教育課
7	小中学校施設整備事業	施設の維持改善などを計画的に進めます。	学校教育課
8	特別支援教育	視覚障害、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害などで、教育・療育に特別なニーズのある児童生徒に対する適切な教育支援を行います。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
9	児童通学への見守り	児童の通学時間帯に合わせて、児童が安全に通学できるよう地域住民による見守り活動を強化します。	学校教育課 交通防災課
10	赤ちゃんふれあい体験学習 (再掲)	思春期に他人を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶ事業を実施します。	学校教育課 福祉保健課
11	乳幼児おはなし会 (のんたんの部屋)	未就園児と保護者を対象に、読み聞かせなどを行います。	生涯学習課
12	ピッピルーム (再掲)	乳幼児とその保護者または妊婦のために児童館を開館し、子どもとの時間やママ友との時間を確保するほか、児童館厚生員が相談に対応します。	子育て支援課



2-4 次代の親の育成支援

家庭、地域、学校等が連携し、遊び、スポーツ、レクリエーション等を通じた体験活動や、豊かな自然を活用した体験活動等、様々な体験活動の機会を提供し、児童生徒が次代の親としての心の成長や意識の醸成ができるように努めます。

①体験学習の充実

総合的な学習の時間等を活用した体験学習を行い、福祉について学び、命の大切さや思いやりの心を育みます。

②相談事業の充実

個性や多様性を尊重した相談体制づくりの取組を充実させていきます。

また、関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラーや心の相談員の配置、教育支援センターでのチャレンジ教室の開催など、多角的な相談対応を行います。

③健全育成活動の充実

関係機関との連携を強化し、社会的・職業的自立に向けて基盤となる能力や態度の健全な育成を支援します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	総合的な学習の時間	保育所への訪問や職場体験、地域人材を活用するなどして、総合的な学習の時間を有効活用します。	学校教育課
2	スクールカウンセラー活用事業	小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、いじめ、不登校などの問題行動に対する相談体制を強化します。	学校教育課
3	赤ちゃんふれあい体験学習（再掲）	思春期に他人を思いやる心を育て、命の大切さを学ぶ事業を実施します。	学校教育課 福祉保健課



3 子育て家庭を応援する

3-1 様々な子育て支援サービスの充実

地域、行政、関係機関が連携・協働し子育て支援の充実を図ります。

①地域子育て支援事業の推進

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。

②一時預かり事業の充実

保護者の病気や入院時の一時的なサポート、保護者の育児疲れの解消を支援するための一時預かり事業の充実を図ります。

③ファミリー・サポート・センター事業の推進

子どもの送迎や預かりなど、子育ての「援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域で相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の検討を行います。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て支援事業	相談や情報提供などの子育て拠点となる地域子育て支援の施設整備を検討します。	子育て支援課
2	一時預かり事業（再掲）	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、保育を行います。	子育て支援課
3	ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、育児の手助けを行います。	子育て支援課

3-2 情報提供・相談活動の充実

子育てに関する情報集約・提供を積極的に行っており、教育機関をはじめとした関係機関と連携し相談体制の充実を図ります。

①情報提供の充実

ホームページやSNS等の多様な媒体を利用して、子育て支援やサービスの情報提供を推進します。

②行政相談の充実

子育て世代包括支援センターや子育て支援課・福祉保健課等が連携して、妊娠・出産から子育て期にわたる切れ目のないサポートを行います。

③関係機関での相談の充実

保育所、幼稚園、学校、民生委員・児童委員等、関係機関での相談を充実させます。

④相談教室の実施

乳幼児が健やかに育つように、保護者同士の交流の場を設け、リフレッシュと子育ての不安や悩みの軽減を図る育児教室を実施します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	広報なんぶ・パンフレットでの情報提供	広報「なんぶ」や各種パンフレットで情報提供を進めます。	福祉保健課 子育て支援課
2	ホームページ等での情報提供	ホームページやSNS等、多様な媒体を活用して情報提供を進めます。	福祉保健課 子育て支援課
3	市町村子育て総合相談連携強化事業	県が開設する子育て相談総合窓口（愛称かろがも）をPRします。	子育て支援課
4	やまなし子育てネットのPR	県のホームページで総合的に子育て情報を提供するやまなし子育てネットをPRします。	子育て支援課
5	子育てガイドブック	子育てに関するガイドブックを配布し、啓発します。	福祉保健課 子育て支援課
6	乳幼児健康相談	保健師が庁内相談・電話相談を随時実施するとともに、妊娠等包括相談支援として、妊娠8か月時点での全ての妊婦への電話相談を行います。 また、妊娠届出時、新生児訪問時、12ヶ月健診時に全ての妊婦・親子と対面で子育て応援プランを作成します。	福祉保健課 子育て支援課
7	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を進めます。	子育て支援課 福祉保健課

No.	事業名	事業内容	担当課
8	育児教室（すこやかセミナー）	幼児がすくすく育つよう、交流の場を設け、リフレッシュと子育ての不安や悩みの軽減を図る教室を行います。	福祉保健課
9	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援をワンストップで提供します。	子育て支援課 福祉保健課



3-3 子育て支援ネットワークづくり

保護者と町内で活動する子育て支援に関係する団体等との交流や情報交換等を円滑に行うための連携体制の整備・充実を図り、保護者、地域、関係機関の連携による子育て支援ネットワークづくりを推進します。

①保護者の子育て支援ネットワークづくり

集うことができる場の開放や提供、子育てサークルの活動の情報発信や組織づくりのための財政支援を通じて、保護者のネットワークづくりを促進します。

②行政や関係機関の子育て支援ネットワークづくり

保育所、幼稚園、学校間のネットワークの強化を図りながら、行政や教育支援センター、社会福祉協議会等の関係機関との連携を強化し、子育て支援ネットワークづくりの拡大を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	子育てサークル支援	地域の保護者が自主的に活動する子育てサークルの活動を支援します。	子育て支援課 福祉保健課
2	母親学級（再掲）	母親同士のつながりや産前産後の知識の習得のため、妊婦、産婦を対象に開催します。	福祉保健課
3	遊び・学ぶ子育て教室開催事業	子育て講演会などを通じて、育児知識の提供と仲間づくりを支援します。	子育て支援課 福祉保健課
4	P T A ・ 保護者会活動	保育所、幼稚園、学校、それぞれの保護者で組織するP T A等の活動を促進します。	子育て支援課 学校教育課
5	教育支援センター	町や学校その他の関係機関と連携を取り、児童生徒等の教育支援活動を行います。	学校教育課

3-4 経済的支援の充実

子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して出産・子育てをする環境を整えることを目的とした経済的支援を実施します。

①養育費の支援

児童手当や児童扶養手当の情報提供や周知に努め、子育て家庭の養育費の負担軽減を図ります。

②教育・保育費の支援

国県制度による保育所・幼稚園の保育料無償化や町独自の就園児童支援金事業により、教育・保育費の負担軽減を図ります。

また、小中学校の入学祝い金や就学援助、給食費の無償化を行い保護者の負担軽減を図ります。

③医療費の支援

子育て支援医療費助成を通して、子育て家庭の医療費の負担軽減を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当	国の制度により児童手当を給付します。	子育て支援課
2	児童扶養手当	国の制度により児童扶養手当を給付します。	子育て支援課
3	就園児童支援金（再掲）	保育所、幼稚園の児童に対して、就園児童支援金を支給します。	子育て支援課
4	就学援助事業	経済的理由により援助が必要な児童生徒に対して、就学援助費を支給します。	学校教育課
5	子育て支援医療費助成制度	満18歳年度末までの子どもに対する医療費自己負担分の全額を助成します。	子育て支援課
6	やまなし子育て応援カード	18歳未満の子ども又は妊婦がいる家庭に交付され「やまなし子育て応援カード協賛企業」からサービスを受けることができます。	子育て支援課
7	乳幼児おむつ等購入費用助成事業	乳幼児のおむつ等の購入費用の一部を助成します。	子育て支援課

3-5 男女共同参画社会づくり

男女共同参画社会とは、男女ともに互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。子育てにおける男女共同参画について啓発を行い、男女ともに子育てに参画し、子どもと保護者がともに成長することを目指します。

①男女共同参画意識の啓発

性別による固定的な役割分担意識、偏見や性差別などが社会的につくられたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していく必要があることから、学習機会の提供やセミナー等を通して意識啓発を図ります。

②南部町ヒューマンプラン（男女共同参画プラン）の推進

南部町ヒューマンプランに基づき、計画的に男女共同参画社会づくりを推進します。

③子育てへの男女共同参画の啓発

男性が家事や育児等に参画し、より豊かで充実した生活が送れるよう支援を行うとともに、家族を構成する男女が、共に協力しあい家事・育児等に当たるといった意識の啓発を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	新生児訪問・乳幼児健診	訪問時や健診時に、父親の育児の役割について保健指導します。	福祉保健課
2	親子料理教室	親子で料理に参画できるプログラムを実施します。	福祉保健課 (食生活改善推進員会) 生涯学習課
3	男女共同参画プランの推進	南部町ヒューマンプランに基づき、計画的に各種施策を実施します。	総務課
4	パパママ教室	男性の家事育児への参加を促し、共に協力しあい、家事・育児を行う意識を啓発します。	福祉保健課



4 働きながら子どもを育てる家庭を応援する

4-1 保育所の充実

保育所の設備や施設の整備を計画的に行い、子どもたちの保育をより良い環境で行います。
また、地域住民と交流を促進し、開かれた保育所を目指しています。

①施設設備の充実

保育所の修繕や設備の整備などを計画的に推進します。

②地域交流の促進

保育所の交流保育の実施やイベント、施設訪問等を通じて、地域との交流を増やし、開かれた保育所となるよう努めます。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	保育施設や設備の整備（再掲）	保育所の施設改修や設備の更新を計画的に進めます。	子育て支援課
2	世代間交流	地域間交流、世代間交流を進め、地域に開かれた保育所を目指します。	子育て支援課



4-2 多様な保育サービスの充実

延長保育、休日保育、一時預かり、広域入所など、多様なサービスを展開し、住民ニーズを踏まえ0歳児からの受け入れなど多様な保育サービスを提供していきます。

①乳児・低年齢児保育の充実

保育所において低年齢児の受け入れを継続します。

また、0歳児からの受け入れや保育士の確保、配置等の検討を行い充実に努めます。

②延長保育や休日保育の充実

住民ニーズを考慮し、開所時間を超える時間外保育の実施を職員の負担軽減も含めて検討します。

また土曜日の休日保育を継続して実施します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	乳児・低年齢児保育（再掲）	各保育所で低年齢児の保育を実施します。	子育て支援課
2	延長保育	住民ニーズを考慮し、開所時間を超える延長保育を検討します。	子育て支援課
3	休日保育（再掲）	保育所において、土曜日の1日保育を実施します。	子育て支援課
4	病児・病後児保育事業（再掲）	病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かります。	子育て支援課
5	一時預かり事業（再掲）	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、保育を行います。	子育て支援課
6	広域入所（再掲）	保護者の仕事の都合等により町内の保育所に入所できない児童のために、他市町村に広域入所を委託します。	子育て支援課

4-3 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブの活動内容や利用時間、施設整備を検討し、保育運営の充実を図ります。

①放課後児童クラブ運営の充実

放課後児童保育支援員の確保を行いながら、各クラブとも連携し活動内容等の保育運営の充実を図ります。

②障害のある子どもの受け入れ体制の整備

各クラブで障害児の受け入れ体制を整えます。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（再掲）	放課後及び長期休業時に、保護者の就労支援のため放課後児童クラブを運営します。	子育て支援課
2	障害児の放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備	障害のある子どもが放課後児童クラブを利用することができるよう受け入れ体制を整えます。	子育て支援課



4-4 働き方の見直し

価値観や働き方の多様化が進み、様々な形で働き方が見られるようになりました。

また、企業や事業主の理解も進み産休や育休の取得がしやすくなっており、仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスについてさらなる意識啓発に取り組めます。

①ワーク・ライフ・バランスの周知啓発

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態です。その考え方を様々な媒体を通して伝え、家庭の時間を確保できるように企業への啓発と協力を図ります。

②子育てと仕事を両立するための環境づくり

女性従業員に対する母性保護措置、再雇用制度や短時間勤務、フレックスタイム制度の導入、育児休業を取得しやすい職場づくり、事業所内保育施設の設置など、子育てと仕事の両立支援に向けて、企業への啓発と協力要請を行います。

③職業支援の充実

地域産業の育成による働く場の確保や県の就業支援の利用、町の経済的支援を行いながら、企業及び事業所、ハローワークなどとの連携を推進し職業支援を行います。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	企業・事業所に対する意識啓発	チラシ・パンフレット・講座などを通じて意識啓発を行います。	子育て支援課 企画課 産業振興課 総務課
2	育児休業制度等の各種制度の普及啓発	チラシ・パンフレット・講座などを通じて意識啓発を行います。	子育て支援課 企画課 産業振興課 総務課

5 様々な環境や事情を抱える子どもと家庭を応援する



5-1 児童虐待防止体制の充実

児童虐待防止の周知啓発を行い意識の向上を図りながら、児童虐待の早期発見・対応、アフターケアまで総合的な支援を行うために体制整備を進め、子どもの人権を守る取組を推進します。

①児童虐待防止活動の推進

広報なんぶやホームページ、SNSなどを通じて、児童虐待防止活動や子どもの人権、通告義務などを広く周知し、児童虐待防止活動を推進します。

②早期発見・早期対応の充実

保育所や幼稚園、学校の教育機関や民生委員・児童委員、医療機関等との連携により、児童虐待の予防と早期発見、早期対応に努めます。

③カウンセリングの充実

児童相談所や医療機関等、関係機関との連携により、カウンセリングや相談、アフターケアについて推進します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	虐待防止の広報	広報なんぶ、FM告知端末、インターネットホームページなどで虐待防止を広報します。	子育て支援課
2	要保護児童対策地域協議会	関係機関との連携により、予防と早期発見、早期対応を進めます。	子育て支援課
3	カウンセリング等の充実	児童相談所等の連携により、被害にあった子どものサポートを進めます。	福祉保健課 子育て支援課

5-2 要支援児童へのきめ細かな取組

障害のある子どもがいる家庭や様々な問題を抱えている家庭など、支援の必要がある家庭へのきめ細かな取組を推進します。

①障害のある子どものいる家庭に対する支援

障害児保育や障害福祉サービス、障害児療育支援等で子育て負担を軽減し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等で経済的支援を行います。また、心身の発達に支援を必要としている子どもとその家族の支援体制を充実します。

②要保護児童の早期発見及び対応の充実

保育所、幼稚園、学校、福祉・保健・医療機関等の連携による要保護児童の早期発見と、要保護児童対策地域協議会による早期対応に努めます。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	障害児保育	保育所で障害のある子どもの受け入れを進めます。	子育て支援課
2	障害児の放課後児童クラブへの受け入れ体制の整備(再掲)	障害のある子どもが放課後児童クラブを利用することができるよう受け入れ体制を整えます。	子育て支援課
3	障害児福祉手当	町単独の制度により障害児福祉手当を支給します。	福祉保健課
4	特別児童扶養手当	国の制度により特別児童扶養手当を支給します。	福祉保健課
5	障害児等療育支援	療育支援を目的とした相談体制の強化に努めます。	福祉保健課
6	障害福祉サービス	サービス提供施設と協力して、ホームヘルプサービス、ショートステイ、児童デイサービスを制度の中で行います。	福祉保健課
7	定期健康診断・知能検査・言語相談	健康診断など定期検査による発育や発達における遅れなどの早期発見とともに、保護者からの相談により必要な支援に努めます。	学校教育課
8	要保護児童対策地域協議会(再掲)	関係機関との連携の中で、要保護児童の早期発見、早期対応を進めます。	子育て支援課
9	発達支援の連携協議	関係機関との連携方策や発達支援推進体制等について検討し、乳幼児期からの支援ネットワークの構築を図ります。	学校教育課 子育て支援課 福祉保健課
10	里親制度の普及啓発	里親制度の普及啓発に努めます。	子育て支援課
11	養育医療費助成制度	未熟児で一定の症状を有している乳児の医療費を助成します。	子育て支援課

No.	事業名	事業内容	担当課
12	育成医療費助成制度	18歳未満で障害や病気のある子どもの手術等の医療費を助成します。	福祉保健課



5-3 困難な環境や事情を抱える子どもと家庭への支援

ひとり親家庭の問題や貧困、発達障害、ひきこもり、ヤングケアラー等、現在は様々な困難を抱えている子どもがいます。様々な困難を抱えている子どもと家庭の負担を軽減するために取組を推進します。

①貧困を抱える子どもや家庭への支援

ひとり親家庭や生活困窮の家庭への経済的支援を通じて子どもの貧困対策を図ります。

②相談体制の構築

様々な困難を抱えている子どもや家庭への相談体制の構築や、県の施策の情報提供を行い、県と連携した支援を検討します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養手当（再掲）	国の制度によりひとり親家庭等に手当を支給します。	子育て支援課
2	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭等の医療費を助成します。	子育て支援課
3	母子寡婦福祉団体への支援	母子寡婦福祉団体の運営を支援します。	福祉保健課 子育て支援課
4	母子・父子・寡婦福祉資金貸付	県の貸付制度を周知するとともに、相談に応じます。	福祉保健課 子育て支援課
5	情報誌の配布	県が発行している「ひとり親家庭・寡婦のしおり」を配布し、貸付、相談、住宅等の情報を提供します。	子育て支援課
6	就学援助事業（再掲）	経済的理由により援助が必要な児童生徒に対して、就学援助費を支給します。	学校教育課
7	子育て世帯訪問支援事業（再掲）	要支援児童の保護者等を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助等を行います。	子育て支援課 福祉保健課
8	児童育成支援拠点事業（再掲）	養育環境等に問題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を提供します。	子育て支援課
9	児童発達支援センター	地域社会への参加及び包摂の推進、強度行動障害や高次脳機能障害を有する子どもへの支援体制の整備を図るための児童発達支援センターの検討を行います。	福祉保健課
10	ヤングケアラー関連事業	相談窓口を設置し、ヤングケアラーの支援を行います。また、県や教育機関と連携し、情報共有や支援策の検討を図ります。	子育て支援課



6 安心して暮らせる環境づくりを応援する

6-1 遊び場の確保

子どもが安全で安心して遊べる環境の整備や、社会教育施設や児童館の活用を通じて、遊び場の確保を図ります。

①自然環境の保全と創造

自然との触れ合いや遊びを通して体験することは子どもの成長に不可欠です。幼少期から自然に慣れ親しむ機会を提供し、自然を守り育てる意識の醸成を促します。

②公園の充実

整備を行う人員の確保に努め、公園の適切な維持管理を行います。

③遊具の安全性確保

遊び場の安全性を一層高めるために、子どもの遊びの特性や遊具に係る事故等を踏まえつつ、遊具の安全点検と不必要な遊具の撤去を行います。

④児童館運営の充実

様々な年代や境遇の人たちによる交流や親子の交流を児童館運営の充実を通じて推進します。

⑤社会教育施設の充実

文化の形成や学習の場として図書館事業、貸館事業や公民館講座、軽スポーツ活動の推進など社会教育施設の活用を行います。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	児童館運営事業	子ども科学教室、季節の行事や遊びの伝承などを行います。	子育て支援課
2	社会教育施設の活用推進	社会教育施設の充実した活用を進めます。	生涯学習課

6-2 安心・安全なまちづくりの推進

地域の関係機関と連携を図り、防犯対策を強化することの重要性が増しています。

また、交通安全対策や子どもの事故防止に向けた取組や地震、台風、集中豪雨等による防災教育を充実します。

①防犯対策の推進

学校では防犯訓練や安全確保のための教育を行い意識の高揚を図ります。地域においては、スクールリーダーやスクールサポーターによる町内パトロールやボランティアによる登下校時の見守り活動など、関係機関との連携による取組を進めます。また、青色防犯パトロールカーによる地域の見守りも行います。学校や保育所、学童保育においては防犯カメラや非常通報装置を設置し、不審者侵入への対策を行います。

②交通安全対策の推進

警察署や交通指導員等が連携して交通安全教室を保育所や幼稚園、学校で開催し、子どもたちの交通安全意識の高揚を図ります。

③子どもの事故防止の推進

SIDS（乳幼児突然死症候群）に対する知識の普及と予防、転倒や薬物などの誤飲等の家庭での乳幼児の事故を防止するための啓発や保健指導を推進します。

④防災対策の推進

子どもたちを災害から守るため、家庭内での防災対策の周知啓発を行いながら、地域が一体となった防災対策を推進します。また、防災訓練を始めとする防災教育を推進します。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	防犯ブザー配布	小学生に対して防犯ブザーを配布します。	学校教育課
2	青色パトロール	防犯パトロール員を任命し、町内のパトロールを行います。	交通防災課 関係各課
3	避難訓練・防犯訓練	保育所、幼稚園、学校において避難訓練や防犯訓練を行います。	交通防災課 子育て支援課 学校教育課
4	交通安全教室	保育所、幼稚園、学校で交通安全のための意識啓発を行います。	交通防災課 子育て支援課 学校教育課
5	スクールガードリーダー	町が任命するリーダーが、児童の登下校の見守り、交通安全指導を行います。	学校教育課
6	危険箇所点検	南部町通学路安全推進協議会において、通学路の危険箇所点検を行い、危険箇所の改善を図ります。	学校教育課

No.	事業名	事業内容	担当課
7	子どもの事故防止対策	パンフレットや各種講座等を通じて啓発します。	福祉保健課
8	防犯カメラの設置	各小中学校において防犯カメラを設置し、不審者侵入への対策を行います。	学校教育課
9	非常通報装置の設置	各保育園、放課後児童保育において非常通報装置を設置し、不審者侵入への対策を行います。	子育て支援課



+6-3 子どもにやさしいまちづくりの推進

誰もが安心して外出できるように、道路や公共施設の整備を進めます。民間による施設整備についてもユニバーサルデザインに配慮した取組を促進します。

また、子どもの成長や多様な家族形態に応じた良質な住宅の供給など、子どもにやさしいまちづくりを進めます。

①ユニバーサルデザインの普及

公共施設の整備・改善にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れた設計・施工を進めます。

②住環境の整備

町営住宅の計画的な整備を進めるとともに、住宅の情報を提供します。

③道路・歩道の整備

歩行者や自転車の安全を確保するため、子どもや高齢者に配慮した道づくりを推進するとともに、道路整備にあわせて計画的な歩道の整備を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	公共建築物の管理保全事業	公共施設の管理及び改修を計画的に行います。	関係各課
2	町営及び優良賃貸住宅整備事業	ユニバーサルデザインの考え方にに基づきながら町営住宅等を整備します。	建設課
3	道路の整備	幹線道路やスクールゾーンの整備にあわせた歩道等整備を進めます。	建設課
4	公園の維持管理	公園の遊具等、利用者の安全確保のための維持管理を行います。	建設課

6-4 地域における交流などの充実

育成会や子どもクラブなどの団体活動を支援して、地域での子どもの健全育成を進めるとともに、地域行事などを通じて地域とのつながりや多世代交流を図ります。

① 育成会、子どもクラブ活動の充実

アルカディアフェスタや指導者、リーダーの育成などを通じて、育成会、子どもクラブの活動と組織の充実を図ります。

② スポーツ少年団等団体活動及び放課後児童クラブの充実

スポーツ少年団等の育成支援や放課後児童クラブ、イベントの開催を通じて組織の活動を推進し、子どもの頃から町民一人一スポーツを推進します。

③ 地域行事への参加促進

祭りやイベント、奉仕活動など、地域行事の周知啓発を行い、広く情報が認知されるように努めながら子どもと大人の参加を促進します。

④ 地域の子育て力の向上

家庭と地域、関係機関が一体となって、家庭と地域の子育て力を向上させ、子どもの健やかな成長を図ります。

●○主な取組○●

No.	事業名	事業内容	担当課
1	育成会、子どもクラブ活動	育成会、子どもクラブが実施する事業を支援します。	生涯学習課
2	子ども同士の交流の場づくり	夏休み子ども教室等の子どもを対象にした教室・講座の開催に努めます。	生涯学習課
3	映画上映会	子ども向けの映画上映会の開催を継続します。	生涯学習課
4	生涯学習教室の開催	体操教室、体力づくり教室などの運動・スポーツに関することや、親子料理教室等の生活に役立つ各種教室の開催に努めます。	生涯学習課
5	スポーツイベントの実施	親子の体力づくりを目的とした、スポーツイベントの開催に努めます。	生涯学習課

第5章 子ども・子育て支援事業の数値計画

1 教育・保育提供区域（圏域）

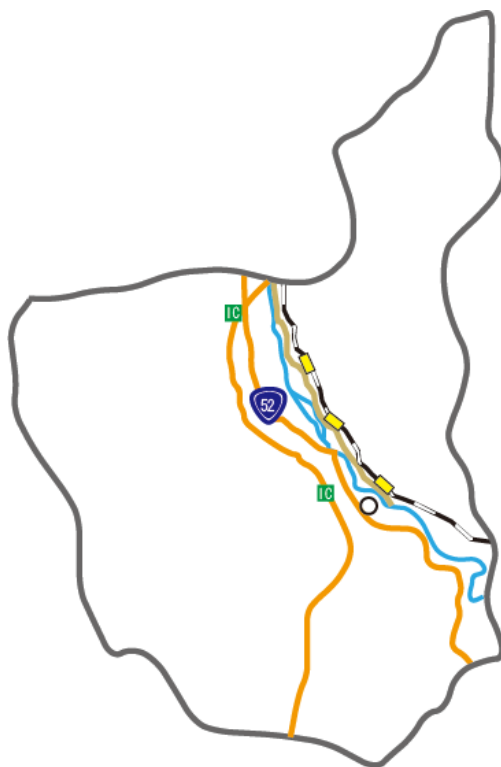
（１）教育・保育提供区域について

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、圏域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

（２）区域設定の考え方

本町では、人口の状況や地域資源の状況を踏まえ、町全域を1つの教育・保育提供区域として設定します。



2 子ども数の推計

令和11年までの子ども数の推計結果は次のとおりです。0～5歳、6～11歳ともに減少傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

	将来推計値				
	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	13	13	13	12	13
1歳	16	14	14	14	13
2歳	20	16	14	14	14
3歳	16	19	15	13	13
4歳	23	15	18	14	12
5歳	18	23	15	18	14
0～5歳	106	100	89	85	79
6歳	30	18	23	15	18
7歳	29	29	18	23	15
8歳	33	29	29	18	23
9歳	39	33	29	29	18
10歳	38	40	34	31	31
11歳	36	38	40	34	31
6～11歳	205	187	173	150	136
0～11歳	311	287	262	235	215

※推計方法 コーホート変化率法

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

●量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、町全域で質が充実し量の不足のない教育・保育事業の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

●教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、圏域ごとに計画期間における「幼児期の教育・保育施設の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保方策及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 教育・保育・地域型保育の充実

①教育ニーズ（1号認定＋2号認定教育ニーズ）

子どもが満3歳以上で保育の必要性がない世帯（1号認定）、保育の必要性があるが、教育ニーズが高い世帯（2号認定教育ニーズ）

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		22	22	16	18	12
②計画値	特定教育・保育施設 (幼稚園・幼保園)	160	160	160	160	160
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	計	160	160	160	160	160
差(②－①)		138	138	144	142	148

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	①量の見込み(1号認定)	4	4	3	3	3
	②量の見込み (2号認定教育ニーズ)	6	6	5	4	4
	③計	10	10	8	7	7
確保 方策	④特定教育・保育施設 (幼稚園・幼保園)	15	15	15	15	15
	⑤確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	⑥計	15	15	15	15	15
差(⑥－③)		5	5	7	8	8

量の確保方策

本町の教育ニーズについては、南部みどり幼稚園の施設を利用し、量の見込みに対応します。

②2号認定保育ニーズ

子どもが満3歳以上で保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		81	74	71	57	54
②計画値	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	87	90	91	92	95
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	87	90	91	92	95
差(②-①)		6	16	20	35	41

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		43	43	37	34	30
確保方策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	100	100	100	100	100
	③認可外保育施設	0	0	0	0	0
	④計	100	100	100	100	100
差(④-①)		57	57	63	66	70

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

③3号認定（0歳児）

子どもが0歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		2	2	0	0	0
②計画値	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	9	9	8	8	7
	地域型保育	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	-	-	-	-
	計	9	9	8	8	7
差(②-①)		7	7	8	8	7

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		2	2	2	2	2
確保方策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	3	3	3	3	3
	③地域型保育	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0
	⑤計	3	3	3	3	3
差(⑤-①)		1	1	1	1	1

量の確保方策

町内の保育施設や、近隣（身延町など）の施設を利用し、量の見込みに対応します。

④3号認定（1歳児）

子どもが1歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		13	11	14	12	10
②計画値	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	19	21	20	19	18
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	19	21	20	19	18
差（②－①）		6	10	6	7	8

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		8	7	7	7	7
確保方策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	17	17	17	17	17
	③地域型保育	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0
	⑤計	17	17	17	17	17
差（⑤－①）		9	10	10	10	10

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので、既存の施設を利用して量を見込みに対応します。

⑤3号認定（2歳児）

子どもが2歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある世帯

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		9	19	13	14	11
②計画値	特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	25	20	21	21	20
	地域型保育	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
	計	25	20	21	21	20
差（②－①）		16	1	8	7	9

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		13	10	9	9	9
確保方策	②特定教育・保育施設 (保育園・認定こども園)	20	20	20	20	20
	③地域型保育	0	0	0	0	0
	④認可外保育施設	0	0	0	0	0
	⑤計	20	20	20	20	20
差（⑤－①）		7	10	11	11	11

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので、既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

国の基本指針等を踏まえ、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、地域子ども・子育て支援事業による確保方策及び実施時期を設定します。計画期間内における量の見込み、確保の方策及び実施時期は以下のとおりとします。

①放課後児童健全育成事業

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	123 4か所	73 4か所	76 3か所	83 3か所	84 3か所
②計画値	120 4か所	120 4か所	120 4か所	120 4か所	120 4か所
差(②-①)	△ 3	47	44	37	36

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1年生	17	18	11	14	10
	2年生	17	16	17	10	13
	3年生	15	13	13	13	8
	4年生	17	14	13	12	13
	5年生	9	9	8	7	7
	6年生	2	1	1	1	1
	小計	77	71	63	57	52
②確保方策 放課後児童クラブ		100 3か所	80 2か所	80 2か所	80 2か所	80 2か所
差(②-①)		23	9	17	23	28

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

②時間外保育事業 ※現在の保育所における延長保育事業

保育所等の開所時間を超えて保育を行う事業（11時間を超えるもの）

量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果と町で把握しているニーズ量を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	50	50	50	50	50
差（②－①）	50	50	50	50	50

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	75	75	72	69	64
②確保方策 時間外保育事業	75	75	75	75	75
差（②－①）	0	0	3	6	11

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

③一時預かり事業 ※現在の幼稚園における預かり保育事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった幼稚園児について、一時的に預かり、保育を行う事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	①量の見込み(1号認定)	0	0	0	0
	②量の見込み(2号認定)	0	0	0	0
	③計	0	0	0	0
④確保方策 一時預かり事業		0	0	0	0
差(④-③)		0	0	0	0

量の確保方策

現在は実施していませんが、今後の動向をみながら、事業実施を検討します。

④一時預かり事業（在園児対象型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に預かり、保育を行う事業（現在の保育所における一時預かり事業）

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		9	0	0	20	40
②計画値	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	100	100	100	100	100
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	0
	計	100	100	100	100	100
差(②-①)		91	100	100	80	60

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		34	33	29	28	26
確保方策	②一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	100	100	100	100	100
	③子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	6	6	6
	④子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	1	1	1	1	1
	⑤計	101	101	107	107	107
差(⑤-①)		67	68	78	79	81

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

⑤病児・病後児保育事業

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値		0	0	37	49	16
②計画値	病児・病後児保育事業	137	132	121	116	108
	子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
	計	137	132	121	116	108
差(②-①)		137	132	84	67	92

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み		14	13	12	11	10
確保方策	②病児・病後児保育事業	50	50	50	50	50
	③子育て援助活動支援事業	0	0	0	0	0
	④計	50	50	50	50	50
差(④-①)		36	37	38	39	40

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

⑥ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録をし、様々な育児の手助けを行う事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	0	0	6	6	6
②確保方策 ファミリー・サポート・センター	0	0	6	6	6
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

令和9年度からの事業実施に向けて、体制の整備に努めます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みの算出方法

ニーズ調査結果と町で把握しているニーズ量を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	0	0	0	0	0
差（②－①）	0	0	0	0	0

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策 子育て短期支援事業	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

量の見込みを確保しており、ニーズに対応していきます。

⑧地域子育て支援拠点事業

親子が交流を行うための事業を実施し、子育てを応援するとともに、子育ての様々な相談を受けながら子育て支援を行う事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績とニーズ調査の結果を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域（1ヶ月間の延べ利用人数）

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	198 2か所	160 1か所	113 1か所	128 1か所	180 1か所
②計画値	600 2か所	600 2か所	600 2か所	600 2か所	600 2か所
差（②－①）	402	440	487	472	420

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	170	149	142	138	138
②確保方策 地域子育て支援拠点事業	300 1か所	300 1か所	300 1か所	300 1か所	300 1か所
差（②－①）	130	151	158	162	162

量の確保方策

量の見込みが確保方策を下回っており、今後も現状を上回るニーズ量は見込まれないので既存の施設を利用して量の見込みに対応します。

⑨利用者支援事業

子どもやその保護者又は妊娠している方が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で相談・助言などを行う事業

量の見込みの算出方法

現状をもとに算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：か所

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	1	1	1	1	1
②計画値	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策 利用者支援事業	1	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

量の見込みを確保しており、令和7年度は基本型、令和8年度以降はこども家庭センター型で対応していきます。また、計画期間中において「地域子育て相談機関」の整備について検討します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

妊娠生活が不安な妊婦や、出生した全ての母子を対象に、健康状態や生活の様子を確認して、妊娠・出産・育児についての相談・助言・情報提供等を行い、子育てを支援する事業

量の見込みの算出方法

各年度の出生推計値を量の見込みとしました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	29	18	16	23	20
②計画値	36	36	36	36	36
差(②-①)	7	18	20	13	16

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	13	13	13	12	13
②確保方策 乳児家庭全戸訪問事業	13	13	13	12	13
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

保健師が必要な時期に関われるよう、また住んでいる地区ごとに担当保健師を配置し、訪問・相談等を一貫して行い量の確保に対応します。

⑪養育支援訪問事業

育児不安を抱える家庭や、子育て支援が特に必要な家庭に対し、保健師・栄養士等が訪問し、育児に関する相談、助言等を行い、その家庭の養育を支援する事業

量の見込みの算出方法

過去5年の実績と町で把握しているニーズ量を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	0	0	0	0	0
②計画値	3	3	3	3	3
差(②-①)	3	3	3	3	3

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保方策 養育支援訪問事業	3	3	3	3	3
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

必要に応じて保健師や栄養士等と一緒に訪問し、専門的、具体的な助言を行うと共に専門職の派遣等も行い継続して関わりながら量の確保に対応します。

⑫妊婦健康診査事業

母子健康手帳交付時に出産までの病院受診の必要性を伝え、国が定める基準（14回分）に基づいて、公費負担による妊婦健康診査を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導につなげる事業

量の見込みの算出方法

各年度の出生推計値を量の見込みとしました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値	29	34	24	21	22
②計画値	36	36	36	36	36
差（②－①）	7	2	12	15	14

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	13	13	13	12	13
②確保方策 妊婦健康診査事業	13	13	13	12	13
差（②－①）	0	0	0	0	0

量の確保方策

母子手帳発行時に、受診の必要性や受診券の使い方を説明し、量の見込み確保に対応します。

⑬子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

量の見込みの算出方法

町で把握しているニーズ量と提供体制を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	0	1	1	1	1
②確保方策 子育て世帯訪問支援事業	0	1	1	1	1
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

令和8年度からの実施に向けて、実施形態や体制を検討し、量の見込みを確保します。

⑭児童育成支援拠点事業

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みの算出方法

町で把握しているニーズ量と提供体制を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策 児童育成支援拠点事業	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

現在は実施していませんが、今後のニーズを見極めて動向をみながら、事業実施を検討します。

⑮親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

量の見込みの算出方法

町で把握しているニーズ量と提供体制を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策 親子関係形成支援事業	0	0	0	0	0
差(②-①)	0	0	0	0	0

量の確保方策

現在は実施していませんが、今後のニーズを見極めて動向をみながら、事業実施を検討します。

⑩妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業

量の見込みの算出方法

町で把握しているニーズ量と提供体制を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：回

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値						
②計画値	こども家庭センター					
	上記以外					
	計					
差(②-①)						

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見込み	①妊娠届出数(組)	13	13	13	12	13
	②1組当たり面談	3	3	3	3	3
	③面談実施合計回数	39	39	39	36	39
確保 方策	④こども家庭センター	0	39	39	36	39
	⑤上記以外	39	0	0	0	0
	⑥計	39	39	39	36	39
差(⑥-③)		0	0	0	0	0

量の確保方策

利用者のニーズを踏まえながら提供体制を確保していきます。なお令和8年度以降はこども家庭センターで対応します。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みの算出方法

児童数と保育ニーズの推計を踏まえて算出しました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値						
②計画値	0歳					
	1歳					
	2歳					
	計					
差（②－①）						

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量の 見 込 み	①0歳	-	0	0	0	0
	②1歳	-	7	7	7	6
	③2歳	-	6	5	5	5
	④計	-	13	12	12	11
確保 方 策	⑤0歳	-	0	0	0	0
	⑥1歳	-	10	9	8	7
	⑦2歳	-	10	9	8	7
	⑧計	-	20	18	16	14
差（⑧－④）		-	7	6	4	3

量の確保方策

令和8年度より全自治体で実施することになっているため、実施に向けた体制整備に努めます。

⑱産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業

量の見込みの算出方法

各年度の出生推計値を量の見込みとしました。

量の見込みと確保方策

南部町全域

単位：人日

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
①実績値					
②計画値					
差(②-①)					

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
①量の見込み	13	13	13	12	13
②確保方策 産後ケア事業	33	33	33	33	33
差(②-①)	20	20	20	21	20

量の確保方策

現在実施している宿泊型に加えて、令和7年度から訪問型、通所型の事業も開始し、量の見込みに対応します。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

今後の方針

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、小中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費は今のところ無償化されていないため、今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

⑳多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

今後の方針

教育・保育ニーズの内容を把握しながら、求められる多様なサービス提供に応えられるよう、広域での対応を含め方策を検討します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供

●認定こども園について

町内に認定こども園はありませんが、調査の結果では、認定こども園への利用希望が見られたため、今後もニーズの把握に努めるとともに、認定こども園への移行を希望する施設には、支援を行います。

●質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策について

少子化により、子どもの数や兄弟姉妹の数が減少するなど、子どもの育ちを取り巻く環境は変容しており、子どもの健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の子ども達との交流機会の確保が必要となっています。乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の育成が重要です。

また、幼児期においては、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学齢期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性のある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが重要です。

そのために、保育の専門性の向上や施設設備、評価と改善などにより、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供を目指します。

また、家庭と地域のつながりが弱くなりつつある中で、子育て家庭が集える場や親子の交流の場など、育児を相談する機会を提供することがますます必要となります。さらに、発達上の課題を有する子どもや虐待に関わる子どもなどへの支援が求められる中、それらを支援する体制づくりを推進します。

●幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進について

幼児期は、「学びの芽生え（無自覚な学び）」の時期であり、児童期は、「自覚的な学び」の時期といわれ、幼児期の教育・保育と小学校教育とでは、学び方に違いがあります。

子どもたちが、小学校入学時に壁を感じずスムーズに小学校生活を送ることができるように、保育所・幼稚園と小学校がつながりを意識した活動として、従来からの一日入学をはじめ、小学校の運動会に保育所・幼稚園の年長児が参加するといった交流を行っています。今後も、地域の実情に応じた創意工夫で、小学校と保育所・幼稚園の連携事業を展開していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

この給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定められています。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第6章 放課後児童対策パッケージ

1 計画の目的

共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

これらの状況を踏まえつつ、放課後児童対策を一層強化し「放課後児童対策パッケージ」として、子どものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図ることを目的とします。

2 計画の内容

(1) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

放課後児童クラブの人材の確保を図ります。業務についてもICTを活用するなど業務負担軽減を図り、人材確保とともに安定的な運営を実施します。

(2) 学校・家庭と放課後児童クラブとの密接な連携

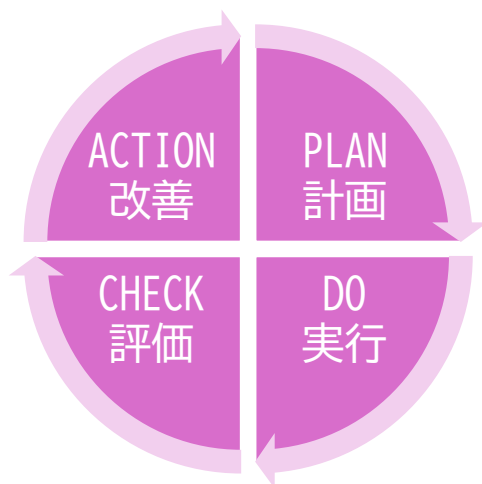
学校と放課後児童クラブとの間で定期的な打合せを行い、迅速な情報交換・情報共有を図るなど、事業が円滑に進むよう十分な連携・協議を行います。

様々な学びや体験活動、外で遊ぶ機会などを通して、放課後児童クラブが安全で安心して過ごせる子どもの居場所となることを目指します。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画推進及び進捗状況の把握

本計画の実現に向けては、PDCAサイクルの考えに基づいて、計画の実施状況について点検・評価し、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、南部町子ども・子育て会議で報告・意見聴取を行い、改善や見直しを行っていきます。また、新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。



2 計画推進に向けた関係機関の役割

子ども・子育てに関わる施策は、子どもや保護者のニーズに応じて施設や事業等が円滑に供給される必要があります。また、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたっています。子育て支援課が主管となり、関係部局と連携を深めながら計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

計画を推進していくためには、保育所、幼稚園、認定こども園等の教育・保育施設を運営する事業者や学校等の教育機関、医師会・歯科医師会の医療機関、民生委員・児童委員等の関係団体・機関との連携、そして、自治会などの地域組織の協力と参加が必要です。適切な役割分担のもと連携を強化し、協働により子ども・子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

3 情報提供・周知

家庭、学校、地域団体、事業者等が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深められるよう、町民、地域団体、事業者に対して、町ホームページへの掲載など、この計画の周知に努めます。また、町民のニーズを捉えながら必要な情報が必要な町民に届くよう工夫・改善を行います。

第3期
南部町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

南部町 子育て支援課
〒409-2398 山梨県南巨摩郡南部町内船4473番地1
TEL : 0556-64-4830